

令和3年度

富山県の重点事業



本県の行政諸施策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

つきましては、令和3年度予算編成にあたり、別紙重点事業について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

富山県知事 石井 隆



富山県議会議長 上田 英俊



目 次

1	地方創生・人口減少対策の推進について	1
2	地方大学の振興及び若者雇用について	2
3	「働き方改革」の実現に向けた取組みの強化について	3
4	移住・U I J ターン就職の促進と人材の確保の充実について	4
5	国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」の形成について	5
6	国民保護及びテロ対策の推進等について	6
7	新たな過疎対策法の制定と中山間地域の活性化について	7
8	総合的な少子化対策の推進について	8
9	北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と次世代後継者の積極的な育成について	9
10	地方分権改革の推進について	10
11	地方消費者行政の推進のための支援の充実について	11
12	通学路等における子供の安全確保のための取組の推進について	12
13	初動対応力・機動力の強化に向けた取組の推進について	13
14	犯罪被害者等支援の推進・充実について	14
15	「連携中枢都市圏」への支援について	15
16	地方分権実現のための安定した地方税財政制度等の確立について	16
17	デジタルトランスフォーメーションの加速化に向けた5 G ・ I C T インフラの整備促進について	17
18	外国人材活躍・多文化共生の推進について	18
19	地震防災対策をはじめとする自然災害対策の充実・強化について	19
20	少人数教育・英語教育の充実等に向けた教職員定数改善等について	20
21	G I G A スクール構想に基づく I C T 教育の充実について	21
22	特別支援教育等と生徒指導の充実について	22
23	学校における働き方改革の推進について	23
24	独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転の拡充について	24
25	私立学校の振興について	25
26	地方から世界に発信する芸術文化の振興について	26
27	「国際工芸アワードとやま」への支援について	28
28	文化芸術活動の振興等について	29
29	「立山・黒部－防災大国日本のモデル－」の世界文化遺産登録の推進等について	30
30	ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について	32
31	「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等について	34
32	富山型デイサービス（共生型サービス）の全国への普及による地域共生社会の構築について	36
33	医療・介護連携による地域包括ケアの推進など高齢者施策の充実について	37
34	発達障害児者への支援の充実について	38
35	障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について	39
36	医療提供体制の改革について	40
37	がん対策の推進について	41
38	健康寿命延伸対策の充実について	42
39	医薬品産業の振興について	43

40	食中毒被害者に対する支援策の実施など食品の 安全安心の確保について	44
41	農林水産業の競争力強化と成長産業化の実現について	45
42	地方の実情に即した水田農業政策の充実について	46
43	意欲ある担い手の農業経営の確立について	47
44	農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等 の推進について	48
45	農業農村整備事業の推進について	49
46	森づくりの推進と森林整備法人への支援拡充について	50
47	水産業振興対策の推進について	52
48	地方発イノベーションとデジタル・トランスフォーメーション による産業の高度化について	53
49	電力の安定供給の確保と総合的なエネルギー 政策の推進について	54
50	新たなエネルギー資源の開発促進について	55
51	環境にやさしい水力発電施設の周辺地域のための 交付金の交付期間延長について	56
52	中小企業・小規模企業の活性化の推進及び 創業者支援等について	57
53	環日本海・アジア地域等との経済交流及び 物流の活性化について	58
54	デザインの振興について	59
55	中心市街地と商店街の活性化について	60
56	富山きときと空港における航空ネットワークの 充実と冬季就航率の向上について	61
57	北陸新幹線の整備促進について	62
58	並行在来線への支援及び地域公共交通の 維持・活性化について	64
59	地域におけるバス路線等の維持・確保のための 支援の充実について	65
60	都市基盤整備の推進について	66
61	地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について	68
62	東海北陸自動車道の早期全線四車線化について	70
63	災害につよく強靱な県土づくりに向けた 防災・減災対策の推進について	72
64	利賀ダムの建設促進について	74
65	「公害財特法」の適用期限の延長等 ダイオキシン類対策について	75
66	日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の 機能強化等について	76
67	総合的な空き家対策の推進について	78
68	「立山黒部」の世界ブランド化の推進について	79
69	戦略的な観光地域づくりの推進について	80
70	国際・広域観光の振興について	81
71	循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル 対策の推進について	82
72	地球温暖化対策と省エネルギー・再生可能 エネルギー対策の推進について	83
73	環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、 生物多様性、PM2.5対策等）の推進について	84
74	自然環境保全施策（国立公園の施設整備、 野生鳥獣管理）の推進について	85
75	原子力防災対策の強化について	86
76	陸上自衛隊富山駐屯地の施設及び周辺地域の 整備事業の促進について	87

1 地方創生・人口減少対策の推進について

(内閣官房、内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省、財務省、厚生労働省)

本県においては、国の動きに先駆けて、地方創生に積極的に取り組んできており、本年3月には、国が昨年12月に策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、庁外の検討組織や県民の皆様のご意見などを踏まえ、北陸新幹線の敦賀延伸効果の最大化、SDGs、Society5.0などの分野横断的な観点を新たに盛り込んだ第2期「とやま未来創生戦略」を策定したところである。

国では、第1期の成果と課題を踏まえ、東京一極集中の是正に向けた取組みの強化のほか、多様な人材の活躍推進などの横断的な目標に基づき、第2期施策の推進に取り組むこととされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症問題を通じて、東京一極集中型の社会構造のリスクが改めて明らかとなった。富山県としては、県民の知恵と力を結集し、本県の自然、文化、産業など、各地域の特色・強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造し、ひいては日本創生の一翼、一端を担いたいと考えており、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方が実施する地方創生に資するSDGs達成やSociety 5.0の推進に向けた取組みを支援すること
- 2 地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」を継続・拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分確保すること
- 3 地方創生の取組みを深化させるための交付金については、複数年度にわたる施設整備事業の採択事業数の拡大や国予算枠の拡充、企業版ふるさと納税併用事業のインセンティブ拡充など、地方の意見等を十分に踏まえて柔軟な運用が可能となるよう制度の改革・拡充を図るとともに、全体予算額を少なくとも1,000億円以上とし、所要額を十分確保すること
- 4 東京一極集中や地域間格差は、個々の自治体の努力だけでは解決できない構造的な問題でもあり、国において、国土構造の変革のために思い切った政策を展開すること
- 5 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策パッケージに基づき、移住・起業支援金や女性・高齢者・障害者・就職氷河期世代等の新規就業支援等の取組みを引き続き実施し充実させること
- 6 地方創生、人口減少対策等に資する税制として、「地方拠点強化税制」について、雇用促進税制の税額控除の大幅拡充や支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）の追加など制度をより充実させるとともに、子どもが多いほど有利になる制度や子育て等に伴う経済的負担軽減に資する制度など、これまでにない新たな仕組みを創設すること

2 地方大学の振興及び若者雇用について

(内閣官房、内閣府、経済産業省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

平成14年に工場等制限法が廃止されて以降、企業や大学の東京23区への集中が続いているが、東京は合計特殊出生率が全国で最も低く、また、世界の首都の中でも最も自然災害リスクが高い。

国においては、若者の東京一極集中を是正し、地方への若者の流れを促進するため、一昨年6月に公布された「地方大学・産業創生法」に基づき、地方大学・地域産業創生交付金による地方大学の振興（キラリと光る地方大学づくり）や中核的産業の振興、東京23区の大学等の定員抑制及び若者の雇用機会の創出等を図るとされている。

本県では、産学官の連携による「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムが地方大学や医薬品産業の振興、専門人材の育成・確保に向けて立ち上げたプロジェクトが、同交付金の対象に選定されており、プロジェクトの推進体制の強化、研究テーマの入替えなど、早期事業化に向けた取組みを鋭意進めてきたところである。

これらを踏まえ、地方が地元大学を中心とした地域の中核的な産業の振興の促進や専門人材の育成・確保により地方創生を実現するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムが取り組むプロジェクトなど、産学官連携による取組みを重点的に支援する「地方大学・地域産業創生交付金」については、引き続き、所要額を確実に確保すること
- 2 若者の地元就職や地方の大卒新卒採用充足率の向上を目的とした「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」について、予算額の拡充を図ること
- 3 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、地方国立大学の定員増も含めた大胆な大学改革に取り組むこと
- 4 STEAM人材の育成に必要な、教育・研究環境のデジタル化・リモート化、大学や企業との遠隔・オンライン教育などの取組みに対する支援の充実

3 「働き方改革」の実現に向けた取組みの強化について

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、総務省)

国では、少子高齢化という課題を克服するため、誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会を創る「一億総活躍の国創り」に向けた取組みが進められている。

こうした中、働き方改革関連法の施行を受け、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、仕事と生活の調和、労働生産性の向上など働き方改革を進める必要がある。また、人生100年時代を迎え、女性や高齢者等誰もがいつでも学び直すことができ、生きがいを持って活躍できる社会環境を整えることが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 働き方改革の推進に係る取組みへの支援

- (1) 同一労働同一賃金の適用による非正規労働者や在職者の処遇改善や長時間労働の是正など働きやすい職場環境づくりに向けた取組みへの支援の充実及び中小企業の実態を踏まえた監督指導の実施
- (2) サテライトオフィス勤務や、フレックスタイム、テレワークなど多様で柔軟な働き方の推進への支援の充実及び副業・兼業の普及啓発の推進
- (3) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実
- (5) 男性の育児休業や休暇の取得促進に向けた機運の醸成、働き方改革、助成金や所得補償などに対するより一層の支援の充実

2 多様な働き手の活躍促進への支援

- (1) 人生100年時代を見据え、学び直しによる労働者の主体的な能力開発や生産性向上に取り組む企業を支援するため、人材開発支援助成金の拡充及び地域の産業構造を踏まえた企業と大学等が連携した学び直しの講座への支援などリカレント教育の充実
- (2) 地域の実情を踏まえた人手不足分野等に対する民間委託訓練コースの実施への支援
- (3) 地域女性活躍推進交付金の継続・拡充など、女性の人材育成・キャリアアップ、再就職支援等の女性の活躍推進に向けた取組みへの支援の充実
- (4) 意欲ある高齢者の就業促進、企業における人材確保のための国と地方自治体による一体的実施事業の充実
- (5) 障害者雇用ゼロ企業をはじめとした法定雇用率未達成企業に対する障害者雇用に向けた支援及びジョブコーチ支援の充実など障害者の就労促進策のより一層の充実・強化

4 移住・U I Jターン就職の促進と人材の確保の 充実について

(内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、文部科学省)

本県では、北陸新幹線の開業と国の地方創生を最大限活かし、首都圏をはじめ県外からの移住・U I Jターン就職の促進に取り組んでいる。なかでも、20代・30代の若い世代を中心に現役世代の移住者が大半を占めることから、暮らしと仕事の一元的な相談体制を整備している。

令和2年度は、移住・U I Jターン就職の相談窓口である「富山くらし・しごと支援センター」の名古屋オフィスの新設、大阪オフィスの拡充や、地域活性化や多様な人材の確保につながるサテライトオフィスの誘致に向けた、県、市町村、民間事業者の連携によるプロジェクトチームの設置のほか、「就職氷河期世代」の正社員就職に向けた取り組みを進めていくこととしている。

一方で、少子高齢化・人口減少の進行により、労働力の減少が見込まれること等から、大都市圏の若者や女性などの移住・U I Jターン就職を一層推進することにより、高度専門人材を含め、本県産業を支える企業が必要とする人材を確保できるよう、引き続き支援する必要がある。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方での新しい働き方やクリエイティブ産業等の雇用を創出するため、サテライトオフィスの開設・誘致に向けた取り組み及び首都圏等の人材が地方において副業・兼業を行う先進的な取り組みへの支援
- 2 地方への移住・U I Jターン就職の促進のため、移住・起業支援金制度の周知・広報をはじめ、首都圏等から地方へ人を呼び込むための施策を積極的に展開できるよう、地方創生推進交付金など財政措置の拡充強化を図ること
- 3 地方人材還流促進事業など、移住・U I Jターン希望者を掘り起こす事業において、地方との緊密な情報交換や学生等のニーズに沿ったイベントの開催などの連携強化
- 4 地方創生インターンシップ推進プラットフォームを活用した地方のインターンシップ情報の効果的な発信及び地方と首都圏等の大学との連携体制の構築並びに積極的に地方創生インターンシップに取り組む首都圏大学への支援
- 5 プロフェッショナル人材事業及び地域活性化雇用創造プロジェクトの財源を確保するとともに、地域活性化雇用創造プロジェクトの実施にあたっては、地域における就業環境の実情に応じた運用が行えるようにすること
- 6 地方自治体が行う奨学金返還助成制度について、日本学生支援機構等と連携した学生に対する周知の充実
- 7 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」については、必要な財源措置を講ずるとともに、地方における円滑な予算編成や事業執行が行えるよう、地方の実情に応じた制度の運用を図ること

5 国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」の形成について

(内閣官房、国土交通省、経済産業省、総務省、農林水産省)

日本海沿岸地域は、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国に対し地理的優位性を有し、環日本海・アジア諸国との経済・文化等の交流が活性化し、環日本海交流圏の形成が進みつつある。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差解消は大きな課題である。

こうした中、平成26年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」や7月に策定された「国土のグランドデザイン2050」、平成27年8月の「新たな国土形成計画（全国計画）」において、日本海側と太平洋側の連携強化や、日本海・太平洋2面活用型国土の形成が提唱された。

なお、一昨年12月、「国土強靱化基本計画」が近年の災害の教訓等を踏まえて見直されたことを受け、本年3月、本県においても「富山県国土強靱化地域計画」の改定を行ったところである。

また、国においては、一億総活躍社会の実現を目指し、地方創生や地域経済の活性化に向けた本格的な取り組みが進められている。

については、太平洋側のリダンダンシーの確保、災害に強い多軸型の国土づくり、地域経済の発展、東京一極集中の是正の観点から、日本海沿岸地域を戦略的に位置付け、道路・港湾・空港などの社会资本整備等による「日本海国土軸」の形成を早急に進めるため、次の事項の実現について格段の配慮を願いたい。

- 1 東海道新幹線の代替補完機能の確立及び広域観光や地方創生等に資する「新ゴールデン回廊」形成の重要性等に鑑み、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトである北陸新幹線の金沢・敦賀間の令和4年度末の確実な開業と更なる前倒し開業を含む早期開業、環境アセスメントの速やかな推進と令和12年度末の北海道新幹線・札幌開業頃までに大阪までの早期全線整備
- 2 東海北陸自動車道のトンネル区間を含む全線4車線化など太平洋側と日本海側をつなぐ高規格幹線道路等の整備促進
- 3 中央岸壁（水深14m）の整備促進や国際物流ターミナル北4号岸壁の延伸、西波除堤・北防波堤及び伏木港大橋の老朽化対策など、日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の機能強化
- 4 富山―羽田便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びにLCCやリージョナルジェットの活用等の国内外の航空ネットワークの充実による富山きときと空港の機能強化
- 5 エネルギーの安定供給や日本海沿岸地域の産業・経済活性化に資する、日本海沖のメタンハイドレート等海洋エネルギー資源の開発や水素エネルギー活用の促進などエネルギー基盤整備の推進
- 6 日本海沿岸地域を「日本海国土軸」の形成や「環日本海交流」の推進、更には自然、文化、産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源や自然・文化資源の保全・活用、都市との交流連携、地方への移住の促進を図る施策の推進

6 国民保護及びテロ対策の推進等について

(内閣官房、総務省、厚生労働省)

国民保護制度が対象とする武力攻撃事態等は、国の外交政策、防衛などと密接に関連するものであり、現行法制も、国が基本的な責任を担うべきことを明示するなど、国の役割・責任は極めて重い。

また、北朝鮮によるミサイル発射や核実験の実施など、その脅威は依然として存在しており、挑発行為などがあった場合、国が覚知した緊急情報について迅速かつ的確に伝達される必要がある。

県・市町村は国が定めた基本方針に基づいて、国民保護計画を策定し、住民への普及啓発、訓練などに取り組んでいるところであるが、国民の間の国民保護に対する認知度は依然として低い状況にある。

また、これまで国との共同による訓練を毎年開催しており、令和2年度は国との共同による実動訓練を実施する予定であるなど、国民保護訓練に積極的に取り組んでいるところであるが、今後より一層、対応力の向上に努めることが重要である。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の延期を踏まえ、本県においてもテロの未然防止及びテロへの対処能力の強化が求められている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国民の理解と協力を得るための普及啓発の推進
- 2 これまでの国と都道府県による国民保護共同訓練の成果をふまえたマニュアルの整備や技術的助言など、地方において実施する国民保護訓練への一層の支援
- 3 NBC攻撃に対処するための大型除染システム等の資機材整備や天然痘ワクチン等の備蓄の充実

7 新たな過疎対策法の制定と中山間地域の活性化について

(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省)

山村過疎地域等を含めた中山間地域（以下「中山間地域」）においては、少子・高齢化や都市部近郊への人口流出、産業の衰退による地域社会の活力低下、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、さらには、買い物や交通といった生活機能の低下など、集落の維持が深刻な状況に直面している。

こうした地域においては、「過疎地域自立促進特別措置法」等に基づき、生活基盤の整備のほか、生活物資や移動手段の確保、医療、防災、除雪など住民の安全・安心な暮らしの確保を図るための施策を推進しているところであるが、地域コミュニティの再生に向けて、地域の実情に応じた規制緩和や住民主体の取組み等を総合的に推進していくことが必要となっている。

このため、県では「中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」に基づき、本年3月に中山間地域創生総合戦略を策定し、総合的な対策に取り組むこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えることから、県内過疎地域の厳しい状況に鑑み現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本とし、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること
- 2 国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の継承等の様々な多面的機能を持つ中山間地域において、生活物資や移動手段の確保、医療、防災、除雪などの住民の安全・安心な暮らしが維持されるよう、県や市町村等が行う各種施策に対して、国が責任をもって財源措置を講じること
- 3 地域を支える担い手が不足する中山間地域において、地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組みが喫緊の課題となっている。このことから住民主体での地域の未来像を話し合う取組みとともに、地域づくりを支える人材の確保・育成に対する財政措置を充実させること
- 4 中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、加算措置も含めた中山間地域等直接支払制度の実施に必要な予算を確保し、十分に配分すること
- 5 県、市町村、NPO法人等の多様な主体が行うグリーン・ツーリズムや滞在型・体験型観光、小中学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の交流人口拡大施策に対する財政措置を充実させること

8 総合的な少子化対策の推進について

(内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省)

少子化の急速な進行は、地域社会の活力低下などを招くほか、子どもたちがお互いにふれあう環境が失われるなど、子どもたち自身も健全に育ちにくい社会となること等が強く懸念されている。

このため、本県においては、子育て支援・少子化対策条例に基づき、地域が一体となって、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策に取り組んでいるところである。

については、こうした地域の実情に即した総合的な少子化対策の取り組みが、円滑に推進できるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域の実情に応じた少子化対策、子育て支援を行うため、
 - (1) 教育・保育の質の向上や量の拡充に資する子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源の確保
 - (2) 放課後児童クラブや病児保育等の補助制度の拡充や子育て支援センター等の運営支援など地域子ども・子育て支援事業の充実
 - (3) 認定こども園・保育所等の整備や、保育教諭・保育士のさらなる処遇改善など人材の確保・定着を図るための支援の継続・充実
 - (4) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援の継続・充実
- 2 生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが健やかに育つため、
 - (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえた、児童相談所や市町村の体制・専門性の強化に係る財政措置などの支援の充実・強化
 - (2) 里親委託や、児童養護施設等の多機能化・小規模化など、県が策定する社会的養育推進計画に基づく取り組みに対する財政支援などの充実・強化
 - (3) ひとり親家庭等に対する教育・経済・生活・就労支援の強化、子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供、地方が取り組む子どもの貧困対策への財政支援などの充実・強化、ひとり親家庭や子どもの居場所づくりを支援する団体等への助成制度の創設
- 3 子育て家庭や子どもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、
 - (1) 必要な安定的財源を国の責任で確保した上で、0歳から2歳児の保育料無償化の対象拡大
 - (2) 子どもの新たな医療費助成制度の創設及び国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止
 - (3) 不妊治療への経済的支援の拡充と、不育症の普及啓発及び治療にかかる助成制度の創設
- 4 企業における子育てしやすい職場環境の整備を促進するため、
 - (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実
 - (2) 男性の家事・育児参画や育児休業等の取得促進に向けた機運の醸成、働き方改革の推進
 - (3) 育児休業給付金、両立支援等助成金の拡充など、男性の育児休業や休暇の取得促進に向けた支援の継続・充実
 - (4) 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度や時間単位年次有給休暇の企業への導入促進

9 北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と次世代後継者の積極的な育成について

(内閣府、外務省、文部科学省)

北方領土は、私たちの祖先が切り拓いた我が国固有の領土であり、日ロ両国間の真の友好関係を樹立するためにも早期に解決しなければならない極めて重要な課題である。

とりわけ本県は、歯舞群島等での昆布漁の漁場開発に取り組んだことから、北方四島からの引揚者が北海道に次いで多く、その早期返還は県民の悲願である。

こうしたなか、平成30年11月に行われた日ロ首脳会談では、日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意したが、その後の外交交渉においては、ロシア側が頑なに姿勢に転じ、交渉継続で一致しているものの、北方領土返還に向けた具体的な進展は見られていない。

元島民の高齢化が進むなかで、本県では令和2年度に、「富山県北方領土史料室」(仮称)を整備し、次の時代を担う後継者の育成を図るとともに、史料の散逸防止や元島民の証言等の伝承に努めることとしている。

領土問題の解決には、国民世論の結集や国民同士の対話と交流の積み重ねが重要であることから、国におかれては、早期返還に向けて、着実に外交交渉を進められるとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 早期返還に向けた毅然とした外交の推進と返還要求運動の更なる充実並びに国民世論・国際世論の高揚を図るための啓発等の強化
- 2 北方領土教育の一層の充実や青少年交流の拡大など次世代後継者の積極的な育成
- 3 国の四島交流事業における本県関係者の継続的な訪問や出入域手続の簡素化

10 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省)

地方分権改革については、これまでの累次にわたる一括法の成立により、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、その具体化に向けた取組みが進められている。

こうした取組みの推進にあたっては、地方の実情を十分に反映し、地方の自立と地域間格差の是正のバランスのとれた、真に国民の幸せにつながる地方分権が推進されるような措置が適切に講じられる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方分権改革の推進において、地方の提案により事務移譲などの制度改正を進める「提案募集方式」については、地域の声を尊重し着実に実行すること
また、既に見直しが実施された項目についても、従うべき基準を参酌基準化するなど、さらなる見直しを行うこと
- 2 「国と地方の協議の場」の運営にあたっては、地方に関する重要施策が、十分な協議のないまま実行されることがないように、時機を逃さず弾力的に開催し、地方の意見を適切に反映させるよう努めるとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、地方税財政や社会保障などの特に重要なテーマについては分科会を設置すること

11 地方消費者行政の推進のための支援の充実について

(消費者庁、総務省)

本県では、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町村と連携して消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、「富山県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育・啓発活動の重点的な展開に取り組んでいるところである。

また、環境教育や特殊詐欺未然防止など喫緊の課題をはじめ、食品ロス削減など環境や人、地域に配慮した消費行動の推進についても、交付金を活用して本県独自の取組みを実施しているところである。

今後、団塊の世代が75歳を迎え、高齢化が一層進行することや、成年年齢の引下げの動きに伴い、判断力が低下した高齢者や社会経験の少ない若年層の消費トラブルの増加が懸念されており、消費者被害防止のため、相談窓口の強化や高齢者や若者に対する消費者教育を一層進めていく必要がある。

については、地方における消費生活相談体制の充実・強化や、消費者教育の展開により消費者行政を一層推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

国・地方双方の責任において、消費者相談窓口の維持、拡充を行い消費者教育を推進するため、地方消費者行政強化交付金の継続等引き続き必要な財源措置を講ずるとともに、制度の改善を図ること

- 1 強化学業の対象については、国として取り組むべき重要な消費者政策に限られていることから、地方の実情に応じて柔軟に活用できるよう用途の拡充や補助率の嵩上げを図ること
- 2 推進事業に必要な予算を十分に確保するとともに、個別事業ごとに設けられた活用期間の延長や支出限度額の撤廃等を図ること

12 通学路等における子供の安全確保のための 取組の推進について

(警察庁、文部科学省)

本県においては、一昨年度に富山中央警察署奥田交番や富山西警察署池多駐在所が襲撃されるなど、地域の安全・安心を脅かす凶悪な事件が発生したほか、全国各地においても、児童らに対する殺傷事件や園児の交通死亡事故など、子供の安全が損なわれる事件・事故が相次いで発生した。このため、本県では昨年、子供の安全確保と地域防犯力の強化に関する有識者会議を開催し、パトロール活動の充実強化や地域安全インフラの構築などについて提言を受けたところである。

今後、本提言を踏まえ、防犯や交通安全における具体的な施策に反映させていくため、市町村や関係機関・団体と一層の連携・強化を図りながら様々な取組を推進していくこととしているが、国においても、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 パトロール活動を強化するため、無線警ら用車両及び移動交番車両の増強配備
- 2 通学路等における歩行者の安全確保のため、信号灯器のLED化など交通安全施設の高度化更新
- 3 学校や通学路における子供の安全確保のため、安全教育を促進する施策の充実及び財政支援の拡充
- 4 公立学校の安全体制を確保するため、防犯対策の施設整備に対する財政支援の充実

13 初動対応力・機動力の強化に向けた取組の 推進について

(警察庁)

本県警察では、老朽化が著しい交通機動隊庁舎を国道へのアクセスがよい富山市内の県有地に移転し、(仮称)警察機動センターとして整備することとしている。同センターは、新たに設置する機動警察ら隊の拠点としても活用し、事案発生時における十分な初動対応力・機動力を確保するほか、集中的なパトロールや交通指導取締による警察署への支援強化を行うこととしており、本年度は基本・実施設計を実施し、令和3年度から建設工事に着手するものである。

また、近年、刃物等凶器を使用した事件現場への出動や夜間における高齢者等行方不明者の搜索活動への対応のため、直轄警察犬導入の県民ニーズが高まっていることから、同センターの隣接地において犬舎を整備し、より一層効果的な運用を図る必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 (仮称)警察機動センターの新築整備にかかる財源措置
- 2 国直轄事業の警察犬及び犬舎その他必要な施設等の整備

14 犯罪被害者等支援の推進・充実について

(警察庁、内閣府)

犯罪のない誰もが安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての願いであるが、ある日突然、犯罪や交通事故等に巻き込まれるといった事件が後を絶たず、犯罪等の被害者やその家族、遺族の多くは、様々な困難に直面することが少なくない。

このため、本県においては、平成29年4月に施行された「富山県犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関等との連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、多種多様な犯罪による被害者等に対して適切な支援を行うためには、被害者支援に関する専門的な知識や技能を有する人材の育成が必要である。

また、「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、平成30年3月、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、性暴力被害者等に対する支援を行っているが、引き続き、人材の確保・育成や関係機関との連携などにより安定的な運営が必要である。

については、犯罪被害者等支援の推進と充実を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための体系的な研修制度の構築
- 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営や機能の強化を図るための十分な財源の確保と財政支援の大幅な拡充

15 「連携中枢都市圏」への支援について

(総務省)

本県では、平成28年10月、西部6市において、「とやま呉西圏域都市圏」が形成され、子ども医療費助成の給付方法の統一化、企業誘致に向けた首都圏企業とのビジネス交流交歓会の開催、移住・定住支援など様々な分野で連携事業に取り組んでいるところである。

また、平成30年1月には、富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町において「富山広域連携中枢都市圏」が形成され、医療、福祉、教育など公共サービスの利用対象の拡大、新たな滞在型周遊ルートの造成など様々な分野で連携事業に取り組んでいるところである。

県としても、連携中枢都市圏をはじめ、市町村の連携事業について財政的に支援する制度を設けているところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 連携中枢都市圏の取組みに対する財政措置の安定的な確保及び充実
- 2 連携中枢都市圏等の取組みに対し、都道府県が支援する場合の地方交付税等による財政措置の創設

16 地方分権実現のための安定した地方税財政制度等の確立について

(総務省、財務省)

新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、国の第二次補正予算において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が大幅に増額され、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」についても全額国費負担とするとともに、用途を拡大し、大幅に増額されたところである。しかしながら、引き続き感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念されるなか、地方が責任をもって、感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等
 - (1) 今後の感染拡大に備えた医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や「第二波」への対応等に即して、予備費の充当も含め、さらなる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額をはじめ、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応すること
 - (2) これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも想定を超える大きな減収が生じることが懸念されるため、少なくとも、今回の感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すること
- 2 感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること
- 3 地方交付税の総額を拡充するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、臨時財政対策債については、廃止や地方交付税の法定率の引上げも含めた抜本的な見直しと償還財源の確実な確保に努めること
- 4 引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること
- 5 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、対象事業の拡大と別枠による予算の確保とともに、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の継続や対象事業の拡大など、国土強靱化のための対策を確実に実施するために必要な財源を安定的・継続的に確保すること
- 6 自動車税環境性能割の適用区分見直し等にあたっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、より低い税率を適用する対象を最新の燃費基準を達成した自動車に絞るなど、基準の切替えと重点化を行うこと

17 デジタルトランスフォーメーションの加速化に向けた 5G・ICTインフラの整備促進について

(総務省)

今年春から各携帯電話事業者による商用サービスが開始された第5世代移動通信システム（5G）及びICTインフラは、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域などの条件不利地域をはじめとする地方にとって、Society5.0時代の地方創生のさらなる推進に向けて、デジタルトランスフォーメーションの加速化や様々な社会課題の解決を図るための必須の基幹インフラである。

国では今年度から各社の5G基地局開設計画の前倒しに向けた支援を拡充しており、各社による5G基地局の整備が今後加速することが見込まれるが、都市と地方との新たな格差につながらないように、国の責任により地域間の偏りのない5G基地局の整備が進められる必要がある。また、5G基地局間を結ぶ光ファイバ網の早期整備に対する十分な財政措置や、防災・減災面からも喫緊の課題であるものの、特に中小の自治体所有の設備について更改が進んでいないCATVネットワークの光化に対する財政的支援が必要である。

さらに、昨年12月にローカル5Gが一部の周波数帯で制度化され、今後、地域における5GやICTインフラの利活用による先駆的な取組みが始まるが、こうした取組みに意欲ある自治体に対する財政的、技術的支援を行う必要がある。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

- 1 国主導による地域間の偏りのない5G基地局の整備
- 2 5G基地局間を結ぶ光ファイバ網の早期整備のための財源確保とCATVネットワークの光化に対する財政等支援
- 3 「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」等の5G・ICTインフラを活用した地域課題解決の取組みに対する財政的、技術的支援

18 外国人材活躍・多文化共生の推進について

(法務省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

本県においては、県内の外国人住民が近年増加していることや、入管難民法の改正による新たな在留資格「特定技能」の創設など、外国人住民を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、昨年9月に「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」を策定したところである。

富山県としては、同プランに基づき、国や市町村等と連携して、外国人材が活躍する受入企業への支援とともに、外国人の地域への受入れ環境の整備を図りたいと考えており、次の事項について、国の責任において、取り組まれるよう格段の配慮を願いたい。

- 1 地域の労働需給の状況を踏まえ、特定産業分野を柔軟に追加するとともに、「特定技能」に係る全ての試験が十分な回数を実施できるよう体制を整備すること
- 2 特定技能外国人の大都市等への過度な集中を防止するため、地域の人手不足に的確に対応し、地域が持続的に発展できるよう、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること
- 3 首都圏等の外国人留学生を地方に還流させる取組みやアジア等海外の優秀な人材を地方の企業に受け入れる取組みへの支援を行うこと
- 4 外国人に対する行政・生活情報の多言語化や日本語教育など、多文化共生社会の実現に向けた取組みを、地方自治体が計画的かつ総合的に実施することができるよう、財政措置を充実すること
- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援のため、教員の定数措置を充実すること
- 6 外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること

19 地震防災対策をはじめとする自然災害対策の 充実・強化について

(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁、農林水産省、環境省)

東日本大震災や熊本地震、各地の火山活動の教訓を踏まえ、本県では、富山県地域防災計画を見直すとともに、津波災害警戒区域の指定や火山ハザードマップの作成を行うなど、地震・津波・火山対策の拡充強化に取り組んでいる。

国において日本海地震・津波調査プロジェクトの研究成果や都市圏活断層図が公表されたが、研究成果等について速やかに地震調査研究推進本部において評価・公表し、地震・津波対策をより一層推進していただく必要がある。

また、弥陀ヶ原（地獄谷）については、平成28年12月に「常時観測火山」に追加されたが、立山は年間約100万人が訪れる観光地であることや、国立公園であることなどを踏まえ、国においても監視観測・調査研究体制の強化や情報発信・伝達の充実など、観光客や登山者の安全対策を着実に講じていく必要がある。

さらに、学校や防災拠点となる庁舎などの施設や木造住宅の耐震化、消防団の充実強化を進めていくためには、国の支援が十分になされる必要がある。

加えて、本県では、これまでも集中豪雨などにより県内各地において甚大な被害が生じており、洪水対策に引き続き取り組んでいく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 断層に関する調査研究等の推進
 - (1) 地震調査研究推進本部が調査した主要活断層のうち、補完調査等のされていない魚津断層帯や砺波平野断層帯東部などを含む活断層の地域評価等の実施
 - (2) 日本海地震・津波調査プロジェクトや国土地理院の都市圏活断層図で新たに確認された「高岡断層」、「射水断層」など断層の実態に関する地震調査研究推進本部としての調査・分析の推進
 - (3) 地震調査研究推進本部による地震規模や発生確率に関する長期評価等の早期公表
- 2 津波対策の推進
 - (1) 津波による被害を軽減するための観測体制の強化
 - (2) 津波の規模等の予測精度の向上などに関する調査研究の推進
 - (3) 堆積物調査などによる過去の津波調査の実施
 - (4) 海岸堤防や避難拠点施設などの整備に対する財政支援
- 3 弥陀ヶ原の火山防災対策の推進
 - (1) 噴火兆候の早期把握や噴火の予測精度向上のため、火山監視観測・調査研究を一元的に行う国機関の整備など体制の充実強化
 - (2) 円滑な避難ができるよう、外国人も含めた観光客や登山者に対する効果的な情報発信・伝達体制について充実強化
 - (3) 火山避難計画の策定等を踏まえた防災訓練の実施など火山防災対策の取組みに対する技術的・財政的支援
 - (4) 自然環境や景観に配慮した退避壕（シェルター）等を整備するとともに、山小屋（民間施設）を含めた避難施設への財政支援措置の拡充
- 4 災害に強い公立学校施設の整備の促進
 - (1) 学校の耐震化や防災機能の強化を推進するための予算の確保及び地震防災対策特別措置法に基づく国庫補助率高上げ措置の延長
 - (2) 避難所機能の整備に係る国庫補助の拡充
- 5 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、Is 値0.3以上の建物について、Is 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること。また、耐震改築補助制度については、時限措置を撤廃し、恒久的な制度化を図ること
- 6 木造住宅の耐震化を促進するための予算の確保
- 7 消防団の充実強化を図るための消防団活動に協力的な事業所に対する財政支援
- 8 高精度レーダー網等を活用した高度な洪水予測システムの早期運用
- 9 緊急防災・減災事業については、地方の実情を踏まえ継続するとともに、事業枠の拡充等を図ること

20 少人数教育・英語教育の充実等に向けた 教職員定数改善等について

(文部科学省、総務省)

学校教育を取り巻く複雑化・多様化する課題に的確に対応するため、少人数教育や英語教育の充実が図られるよう教職員定数の拡充、英語指導力向上のための研修の充実が必要となっている。また、教員の大量退職に伴う大量採用が今後も続く中、初任者の指導力向上が急務となっている。

こうしたなか、国においては、少人数指導に活用していた加配定数の一部を、専科指導のための加配定数に発展的に振り替えることとされたことに加え、英語専科教員についても増員が図られた。また、小学校における教科担任制の導入についても検討が進められているところである。

本県においては、少人数指導と少人数学級の組み合わせによる充実した少人数教育を推進しており、国の加配定数の活用に加え、少人数指導のための講師や小学校専科教員を県単独で配置するための予算措置を講じている。また、昨年度、全国一の配置率となっていた英語専科教員については、拡充された国の加配定数を活用し、今年度は配置校を93校（昨年度65校）に拡充し、英語以外（理科・音楽・図工・体育）の専科教員と合わせて、県内全ての小学校に専科教員を配置したところである。

また、本県の初任者指導教員の配置については、学校数の少ない市町村が多く、小規模校も多いことから、国が示す初任者6人に1人の定数配置では、初任者を配置する市町村や学校に偏りが生じるため、実質的に初任者4人に1人の定数配置となるよう、国の措置に加え、県単独予算により配置している。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 少人数教育等を確実に推進するため、地方の実情を十分聞きながら学級編制の標準の見直しを進め、新たに教職員定数改善計画を策定するとともに、その実施にあたっては、純増での定数改善と財源確保を図ること
- 2 多様な教育ニーズに対応するための教職員配置等を充実すること
 - (1) 少人数指導など指導方法の改善のための定数措置
 - (2) 小学校における英語等の専科指導の充実のための定数措置
 - (3) 外国人児童生徒に対する日本語指導のための定数措置及び母語に対応できる相談員等の財政支援
 - (4) いじめ、不登校等に係る生徒指導に伴う定数措置
 - (5) 統合校及び義務教育学校の運営安定化のための経過的な定数措置
 - (6) 補習等のための指導員等派遣事業の拡充
 - (7) 学校司書配置のための財政支援措置の拡充等
- 3 指導力の高い教員を継続的に育成するため、教職員配置等を充実すること
 - (1) 地方の実情に応じ、初任者4人につき1人の初任者研修指導教員配置となる定数措置及び財政支援措置の更なる拡充
 - (2) 地域における小学校英語教育の核となる教員の育成を目指した中央研修の実施

21 G I G Aスクール構想に基づく I C T教育の充実について

(文部科学省、総務省)

昨年、内閣官房及び総務省、文部科学省、経済産業省の3省が連携して、令和時代のスタンダードとして学校のI C T環境を整備し、公正に個別最適化され、A Iに代替されない創造性を育む学びの場の実現に向けて、義務教育段階の児童生徒に1人1台端末を整備するG I G Aスクール構想が提唱された。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策により、臨時休業等の緊急時において、子供たちの学びを保障するため、義務教育段階の1人1台端末の整備を前倒しする等、I C T環境の早期実現に向けた予算措置が講じられ、本県においても、この構想に沿った整備を進めるため、市町村教育委員会との検討会議を設け、端末の共同調達などに向けて協議を重ねている。

さらに、本県では卒業後の就職により実社会で速やかにI C Tの活用を求められる県立高等学校職業学科の生徒に1人1台端末を配備し、情報活用能力などを有する人材を育てることとした。

こうしたI C T教育の効果的な取組みには、I C Tを活用した教材や指導方法の開発等を行うとともに、教員の資質向上のための研修の充実、及びI C T人材の活用を進めて行く必要がある。

については、I C T教育を充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国のG I G Aスクール構想を発展させ、義務教育段階だけではなく、高校における1人1台端末の一体的整備が可能となるよう、現行の補助制度における対象学校種の拡大を図ること
- 2 デジタル教科書をはじめとする優れたI C T教材及び指導方法の開発・提供や、教員によるI C T活用指導力や情報教育指導力の向上のための研修の充実・支援を行うこと
- 3 今後需要が高まると想定される、高校や特別支援学校・学級に対する支援に必要な専門知識・技能を持つI C T支援員の育成・確保のための対策を講じること

22 特別支援教育等と生徒指導の充実について

(文部科学省、総務省)

インクルーシブ教育システムの推進に向け、特別支援教育の充実がこれまで以上に求められており、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しては、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備とともに、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上が必要である。

本県では、これまでも、国の支援措置を活用し、特別支援学級や通級指導教室の増設、高等特別支援学校の開設など学びの場の整備を行っており、教員のキャリアステージに応じた特別支援教育に関する教員研修の充実と、国の事業を活用し、特別支援学校教諭免許状取得に向けた研修の拡充、合理的配慮の提供や校内研修の拡充のため、小中学校や高等学校を巡回し指導助言を行う指導員の配置等により、教職員の専門性の確保を図るなど、障害のある児童生徒の多様なニーズに対応した教育の推進に努めている。

なお、国においては、高等部卒業後における知的障害者の学びの場について、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」が設置され、平成31年3月に報告書がとりまとめられている。

また、いじめ、不登校などは依然として深刻な状況にあることから、学校現場からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充が求められている。

については、特別支援教育等及び生徒指導をさらに充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 インクルーシブ教育システムの推進の観点から、特別支援教育を一層充実すること
 - (1) 特別支援学級・通級指導等に係る教職員定数の確保及び学級編制の標準の引下げ
 - (2) 特別支援教育支援員の配置に係る財政支援の拡充
 - (3) 教員の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上策の継続、教員研修に対する支援の拡充
 - (4) 公立学校のバリアフリー化等の合理的配慮に対する財政支援の充実
- 2 大学等における知的障害者の学びの場づくりについて実践的な研究を継続すること
- 3 いじめ、不登校等の諸課題の解消、予防を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る財政支援を拡充すること

23 学校における働き方改革の推進について

(文部科学省、総務省)

平成29年3月に改訂された小・中学校の新しい学習指導要領では、教材研究や学習評価の改善・充実が求められるとともに、小学校3～6年生において、標準授業時数を増加することとされている。

また、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請とも相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、教員の多忙化解消が急務となっている。

こうしたなか、国においては、公立学校の働き方改革を推進するため、いわゆる給特法を改正し、教育職員の業務の量の適切な管理についての具体的な指針を定めるとともに、学校運営に必要な専門スタッフ配置への支援として、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置に対する支援のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充措置が引き続き講じられたところである。

本県においても、教育職員の在校等時間の上限に関する方針を3月末に策定し、教員の業務を行う時間管理等について取組みを開始するとともに、国の支援制度を活用し、小中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置を拡充するとともに、中学校に部活動指導員を置く市町村への支援の拡充や、部活動顧問の負担軽減効果が見込める県立高校に対しても県単独の措置により部活動指導員の配置を拡充してきているところである。

また、スクールカウンセラーについては、国の目標を1年前倒しして、平成30年度から全小中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについても全中学校区へ派遣したほか、今年度からは、スクールロイヤーによる教員が抱えている法律的な諸問題についての支援も開始し、学校における働き方改革の推進のため、積極的に専門スタッフ・外部人材の活用を図ることとしている。

学校における働き方改革を推進していくためには、チームとしての学校運営に必要な専門スタッフ配置の充実を図ることが重要であることから、以下の事項について配慮を願いたい。

- 1 スクール・サポート・スタッフ配置のための財政支援措置の更なる拡充
- 2 部活動指導員配置のための財政支援措置の更なる拡充
- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援措置の更なる拡充

24 独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転の拡充について

(文部科学省)

政府関係機関の移転として本県から提案していた独立行政法人教職員支援機構（旧（独）教員研修センター）の研修機能の一部移転について、「キャリア教育指導者養成研修」が平成28年度から本県で実施されることになった。

令和元年度は、6月と8月の2回にわたり、各々5日間、富山市において開催され、全国45都道府県から187名が受講されたところであり、研修での事例発表等を通じて、小中学校において起業体験を推進していることや、多くの高校生がインターンシップに参加していることなど、地域と連携した本県の特色ある取組みを全国に発信することができたところである。

一方、本県では、英語教育においても、全国に先駆けて英語専科教員の小学校への配置や英語指導教員の指導力の向上に取り組んでいる。また、幼児教育については、平成31年度から幼児教育センターを設置し、幼児教育の充実・強化を図っている。

さらに、ICT教育については、国の「GIGAスクール構想」を踏まえ、令和5年度までに県立学校の教員や高校職業学科の生徒に対して、また、国の緊急経済対策を活用して、令和2年度中に特別支援学校の小中学部の児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備し、情報活用能力などを有する人材を育てることとしている。

については、次のとおり、本県での教職員支援機構の研修機能移転の拡充について、格段の配慮を願いたい。

- 1 「キャリア教育指導者養成研修」の継続開催
- 2 英語教育、幼児教育、ICT教育などの研修の拡大

25 私立学校の振興について

(文部科学省)

本県における私立学校に在学する生徒・園児の割合は、高等学校で約2割、幼稚園で約7割を占めており、私立学校は、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を積極的に展開し、本県の教育活動の発展に重要な役割を果たしているところである。

しかし、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況にある。また、生徒や園児の安全確保を図るための学校施設の耐震化や高等学校等就学支援金制度における所得制限の導入に伴う事務負担の増加、幼稚園における子ども・子育て支援新制度への対応が求められているところである。

こうしたなか、本県においては、全国トップクラスの経常的経費への助成や耐震補強工事に対する国庫補助への県単独の上乗せ補助の実施、さらには授業料等の減免に対して支援するなど、私立学校の振興に努めているところである。

については、私立学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、 I_s 値0.3以上の建物について、 I_s 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること。また、耐震改築補助制度については、時限措置を撤廃し、恒久的な制度化を図ること。
- 2 私立高等学校等就学支援制度については、年収区分を境に逆転現象が生じている世帯などへの支援の充実を図るとともに、国の責任において、事務費を含めた確実な財政措置を講ずること。

26 地方から世界に発信する芸術文化の振興について

(文部科学省)

全国初の芸術特区に認定された本県の県立利賀芸術公園では、40年超にわたって、劇団SCOT（主宰：鈴木忠志）による「SCOTサマー・シーズン」等を通じ、世界の演劇人による創造の場、次代の芸術家を育成する場として、アジアを代表する舞台芸術の拠点の形成に取り組んでいる。

こうした中、昨年夏に国際的な舞台芸術の祭典「第9回シアター・オリムピックス」が祭典史上初めて、本県（南砺市利賀村など）とロシア・サンクトペテルブルク市で共同開催され、世界第一線の演出家による舞台芸術作品の上演に、南砺市利賀村に約2万人近くが来場し、大きな成果を上げたところである。

さらに、この共同開催を契機とし、令和2年度は、ロシア・サンクトペテルブルク市と自治体間交流事業として芸術・文化交流を行うこととしており、こうした取組みは、地域の活性化や国際交流の促進に大きく寄与するとともに、文化芸術立国の実現に向けた取組みの一翼をも担うことができるものである。

多様で特色ある日本文化を世界に発信するには、地方の質の高い芸術文化の創造と発信が重要であり、また、こうした活動が文化による「地方創生」につながることから、このような地方の取組みを推進するための支援の充実や文化芸術による地域の活性化など、地方公共団体が行う地域の文化資源等を活用した文化芸術活動に対する支援が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

これまでの世界各国との交流や人材育成の成果を活用し、利賀をアジアを代表する舞台芸術拠点として発展させるための、世界最高水準の舞台芸術の創造活動や、文化交流事業等への支援



鈴木忠志演出「リア王」(利賀芸術公園：新利賀山房)



利賀芸術公園「野外劇場」

27 「国際工芸アワードとやま」への支援について

(文部科学省)

「国際北陸工芸サミット」については、北陸三県が連携協力し、令和3年度まで北陸の工芸の魅力を世界に発信するための様々な事業を広域的に展開しているが、平成29年度に実施した「国際北陸工芸アワード」では最優秀賞に輝いた県内の若手作家の作品が、一昨年11月からパリで開催されたジャポニスム2018において、「現代の若き工芸作家」のひとりとして高く評価され、展示されたところである。

富山県では、このサミット開催の成果を踏まえ、「国際工芸アワードとやま」を開催しており、令和3年度には国内外からアワード入賞者等を招へいし、県内の工芸作家や工房等と共に新たな工芸作品を制作する「協同制作プログラム」を実施し、文化芸術資源を活用した伝統工芸品産業の振興や地域の活性化を図ることとしている。

この取組みは、工芸を中心とした魅力ある地域づくりや国内外への強力な発信に大きく寄与するものであり、次の事項について引き続き配慮を願いたい。

- 1 富山県での「国際北陸工芸サミット」の開催の成果を踏まえた「国際工芸アワードとやま」への支援
- 2 「国際北陸工芸サミット」を北陸三県で開催するため、予算の十分な確保及びその成果を踏まえた事業展開への支援

28 文化芸術活動の振興等について

(文部科学省)

国においては、文化創造活動の推進として、子どもたちに対し、質の高い文化芸術活動を鑑賞・体験する機会を確保することで、多様性に裏打ちされ、創造性に溢れた社会の実現を目指すこととしている。

本県では、これまでアマチュアの演劇祭や舞台芸術祭を開催しており、令和3年5月には世界各国や地域から子どもたちが参加する「2020年とやま世界こども演劇祭～第4回とやま世界こども舞台芸術祭（PAT2020）～」を開催するとともに、日本で唯一の公募ポスター展で、世界5大ポスター展の一つに数えられる「世界ポスタートリエンナーレトヤマ」を富山県美術館で開催するなど、地域の特色を生かして地方独自で取り組む国際文化交流事業を積極的に展開しているところである。

多様で特色ある日本文化を世界に発信するには、地方の質の高い芸術文化の創造と発信が重要であり、そうした地方の取組みを推進するための支援の充実や文化芸術による地域の活性化など、地方公共団体が行う地域の文化資源等を活用した文化芸術活動に対する支援や子どもたちへの幅広い文化芸術活動教育の充実が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「2020年とやま世界こども演劇祭～第4回とやま世界こども舞台芸術祭（PAT2020）～」の開催への支援
- 2 文化芸術による地域の活性化事業や文化芸術活動教育の充実に対する支援

29 「立山・黒部―防災大国日本のモデル―」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省、国土交通省、環境省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「立山・黒部」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

平成29年11月には、常願寺川流域にある本宮堰堤と泥谷堰堤が、我が国を代表する近代砂防施設として既に指定されている白岩堰堤と合わせ「常願寺川砂防施設」として国の重要文化財に指定された。

さらに、同年12月には、日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」にも3番目と上位で選定されたところである。

「立山・黒部」は、災害の多いわが国にあって、多雨多雪であるなど土砂が流出しやすい条件が重なる世界に類を見ない過酷な自然環境の中で人々の暮らしを守り続けてきた「防災大国日本のモデル(防災遺産)」であり、人類全体の貴重な文化資産としての価値を有している。現在まで、立山砂防の顕著な普遍的価値の証明に向けた調査研究や国際フォーラムの開催など様々な取組みを進めており、平成30年10月の国際防災学会インタープリメント2018では、立山砂防が人類共通の遺産として共有すべき顕著な普遍的価値を有しているとする「富山宣言」が採択されるなど、高い評価をいただいた。さらに、昨年度はモロッコで開催された国際イコモス年次総会でのプレゼンテーションなどに取り組んだところである。

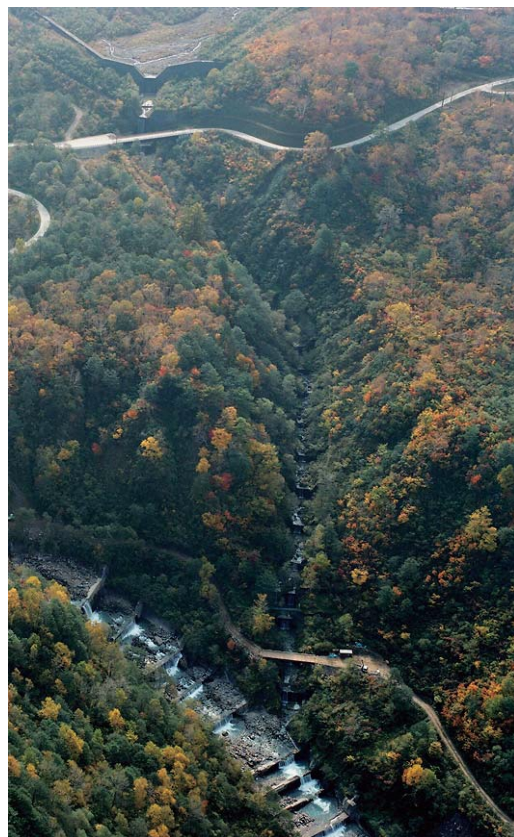
これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「立山・黒部―防災大国日本のモデル―」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 「常願寺川砂防施設」の保存・活用の推進
- 3 立山カルデラ現地視察など立山砂防の歴史的・文化的価値の啓発活動に対する支援
- 4 日本ジオパーク「立山黒部」内の中部山岳国立公園の整備の推進

○常願寺川砂防施設（国指定重要文化財）



白岩堰堤



泥谷堰堤



本宮堰堤

30 ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について

(文部科学省)

平成28年11月、本県の国指定重要無形民俗文化財「高岡御車山祭」、
「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」を含む「山・
鉦・屋台行事」について、ユネスコ無形文化遺産へ登録されたところ
である。

これらの行事は、いずれも本県の歴史と文化を解明する上で重要な
伝統文化であり、これまで国の支援をいただきながら県・市・保
存団体等が協力して、保存と継承に努めてきた民俗文化財である。

については、これら3件のユネスコ無形文化遺産の行事をはじめと
した本県の文化遺産の保存と情報発信等の取組みへの支援について、
格段の配慮を願いたい。

- 1 ユネスコ無形文化遺産「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン
行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」の保存修理への支援継続
- 2 ユネスコ無形文化遺産等の国内外に向けた情報発信等への
支援継続



高岡御車山祭

〔400年にわたり受け継がれ〕
〔てきた絢爛豪華な祭り〕



魚津のタテモン行事

〔三角形のタテモンを曳き回す〕
〔航海安全・大漁祈願の祭り〕



城端神明宮祭の曳山行事

〔神輿に鉾・曳山・庵屋台を伴〕
〔う地域色豊かな祭り〕

31 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「近世高岡の文化遺産群」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

「近世高岡の文化遺産群」は、江戸時代の都市を形成した資産が創建当初の姿で残され、さらに城下町から商工業都市へ発展する過程を示す資産が良好に存在する極めて貴重で魅力的な遺産群である。

こうした資産は近年、金屋町の国重要伝統的建造物群保存地区選定、有磯海の国名勝指定、高岡城跡の国史跡指定、高岡の町民文化の日本遺産認定、高岡御車山祭のユネスコ無形文化遺産登録、菅笠の伝統的工芸品指定と相次いで高い評価をいただき、さらに、平成30年5月に北前船寄港地が日本遺産に追加認定されたところである。

そうした中、近世の由緒ある歴史的な町名の復活や高岡御車山会館の設置、金屋町の町並み整備の推進、高岡城跡の整備の本格化など、まさに歴史都市にふさわしい様々な取組みが進められている。

とりわけ、長年にわたり大規模な保存修理事業が進められてきた国指定重要文化財の勝興寺では、令和3年3月の竣工、全面公開に向け期待が高まっているところであり、保存修理完了後は早期の国宝指定による資産価値のさらなる向上をお願いしたい。

これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、ついでには、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「近世高岡の文化遺産群」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 国指定重要文化財「勝興寺」の早期の国宝指定
〔第1期保存修理事業 1998～2004年度 総事業費1,803百万円〕
〔第2期保存修理事業 2005～2020年度 総事業費5,172百万円〕
- 3 高岡城跡など国指定文化財の保護への支援
- 4 日本遺産に認定された高岡への支援
- 5 菅田の重要文化的景観及び吉久地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組みへの指導・助言

○ 勝興寺（重要文化財）



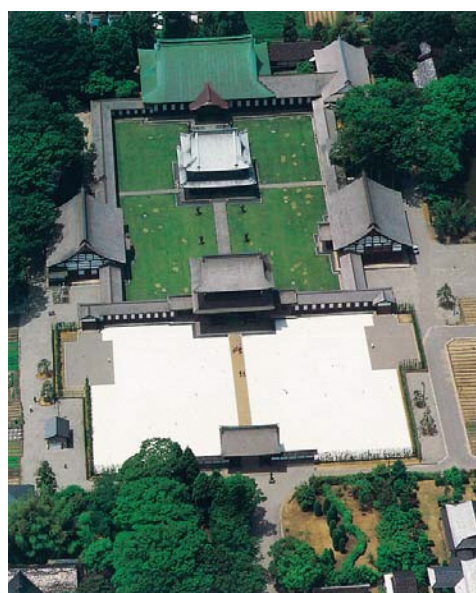
○ 金屋町（重要伝統的建造物群）



○ 山町筋・高岡御車山祭



○ 瑞龍寺（国宝）



32 富山型デイサービス(共生型サービス)の全国への普及による地域共生社会の構築について

(厚生労働省)

本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けられる“地域共生社会の実現”を目指し、富山型デイサービスなどの地域に密着した小規模施設の整備を推進している。

このため、これまでも国に対し支援の充実を要望してきたところ、平成29年に富山型デイサービスがモデルとなった「共生型サービス」が創設され、平成30年より、報酬体系が見直され、サービスが開始されたところである。

富山型デイサービスは、高齢者、障害者、乳幼児など多様な利用者が交流し、高齢者や障害者の日常生活の改善など様々な効果があることから、本県のみならず全国各地に広がりを見せているが、まだ十分に理念が浸透せず、普及している状況ではない。

については、次の事項について、格段の配慮を願いたい。

- 1 富山型デイサービス（共生型サービス）の全国への一層の普及と定着が図られるよう、自治体や事業者、利用者等に対する周知啓発、サービス提供の支援充実
- 2 富山型デイサービス（共生型サービス）が一層の安定運営を図ることができるよう、小規模な事業所を中心とした報酬体系の充実強化

33 医療・介護連携による地域包括ケアの推進 など高齢者施策の充実について

(厚生労働省)

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、本県では、「在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実」「認知症高齢者施策の推進」等を重点項目に掲げ、「富山型デイサービス施設」への支援など、多様なサービス基盤の充実に努めているところである。

今後も、高齢化の一層の進展に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、第7期介護保険事業計画期間（平成30～令和2年度）においても、2025年を見据えながら、高齢者施策のさらなる充実を図っていくことが必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「地域医療介護総合確保基金（介護分）」について、地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、個別事業の実施要件の緩和など、弾力的な運用を可能とするとともに、長期的視点に立った継続的な取組みとなるよう、十分な財源の確保
- 2 認知症高齢者の増加を見据え、認知症疾患医療センターの充実等、「認知症に関する大綱」に基づく「共生」と「予防」のための施策を推進するための財源の確保
- 3 介護事業所が充実したサービスを提供できるよう、平成30年度介護報酬改定後の介護事業所の経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定
- 4 介護人材の確保・定着を図るため、介護への理解とイメージアップや介護福祉士等修学資金の安定的予算措置、介護従事者の処遇及び職場環境の改善を図る施策の推進
- 5 介護従事者の業務負担軽減を図るため、介護ロボットの導入効果を踏まえた介護報酬の加算の充実

34 発達障害児者への支援の充実について

(厚生労働省)

発達障害については、できる限り早期に発見し、身近な地域で適切な支援を受けられるようにする必要がある。このため、県内市町村では早期発見やその後の指導、支援に努める一方、本県においても、発達障害児者への支援を総合的に行う拠点として富山県発達障害者支援センターを設置し、また、各障害保健福祉圏域の児童発達支援の提供の拠点となる児童発達支援センターと協働しながら、訓練や診断・治療を行うとともに、保健師、保育士など支援者向け研修の実施や保健、医療、福祉など関係機関との連携を図っている。

また、発達障害に関する診療ニーズが高まる中、本県では、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて児童精神科医療の充実に努めているほか、発達障害に関する国の研修を受講する医師への支援を行っている。しかし、本県のみならず全国的に見ても、児童精神科医など発達障害に専門的に対応できる医師の十分な確保が困難な状況にある。さらに、市町村では乳幼児健診において発達障害のスクリーニングやその後の支援を実施しているが、その実施方法は市町村に委ねられており、ばらつきが生じている。

このため、支援者の育成や専門医の確保に加え、専門医と小児科医など地域のかかりつけ医等との連携による発達障害への対応力の向上や支援体制の更なる充実が急務となっている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 発達障害児者に対してできる限り早期に身近な地域で適切な支援を行えるよう、支援者の育成や専門医と地域のかかりつけ医など関係機関の連携を推進する施策に対して必要な予算を確保、拡充すること。また、児童発達支援センターが障害保健福祉圏域の児童発達支援を提供する拠点施設として、その機能と役割を果たせるよう支援の充実を図ること
- 2 発達障害児者が医療機関において適時適切に診療等を受けられるよう、国が責任をもって専門医の養成に取り組むこと
- 3 市町村における乳幼児健診の精度向上と標準化を推進すること

35 障害のある人のニーズに即した福祉施策の 充実について

(厚生労働省)

障害のある人が住み慣れた地域において安心して暮らすためには、障害のある人のニーズに対応した、適切で安定した福祉サービスの提供が必要である。

国において、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の制定、障害者総合支援法の改正など、障害者制度改革が進められているが、その推進に当たっては、障害のある人や事業者、地方公共団体の意向が十分に反映されることが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域生活支援事業等に係る補助金については、対象事業の増加に伴い事業費も増大していることから、各地方公共団体が障害のある人のニーズにきめ細かく対応することができるよう、その取組みに必要な所要総額を確保すること
- 2 障害のある人が住み慣れた地域で共に暮らせるよう、
 - (1) 地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進していきけるよう、施設整備補助金の所要総額を確保すること
 - (2) 在宅の重度障害者等に対する医療的ケアに係る医療機器や工賃向上に資する機器など、障害に応じたサービス提供に必要な備品や設備の購入費用に対する支援をすること
 - (3) 在宅の医療的ケア児等やその家族に対する充実した支援ができるよう、報酬の増額など、看護師等の専門的な人材の配置に対する支援を拡充すること
- 3 重度の障害のある人が加齢等により回復が見込めない状態になっても、地域で安心して暮らせるよう、一般診療の自己負担額について、後期高齢者医療制度と同様に負担能力等に応じた負担制度とすること
- 4 障害福祉サービス事業所が充実したサービスを提供できるよう、平成30年度報酬改定後の障害福祉サービス事業所の経営実態を把握するとともに、適切な報酬を設定すること
- 5 一人ひとりの特性に応じたサービス提供を確保するため、
 - (1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の研修に職員を参加させる事業者の負担軽減を図ること
 - (2) 生活介護等の生活支援員、共同生活援助の世話人その他従事者の資質向上を図る研修制度を創設すること
 - (3) 医療機関や障害福祉サービス事業所等において、医療的ケア児等コーディネーターや支援者を配置して、効果的な支援を提供した場合に報酬上の評価がなされるよう検討すること

36 医療提供体制の改革について

(厚生労働省、国土交通省)

人口減少が進む中、持続可能な医療提供体制を確保するため、地域医療構想を策定し、4つの医療圏毎の地域医療構想調整会議で医療機関の機能分化・連携、病床の機能転換等について議論を進めている。

地域医療構想の推進のために、地域医療介護総合確保基金が重要な役割を果たしており、本県においては、同基金を活用して、不足している回復期機能病床への転換が着実に進められている。今後は、在宅医療の推進や医療従事者の確保に重点的に取り組む必要があるが、同基金は、事業区分間の流用（調整）ができず、地域の実情に合わせた活用が難しい状況である。

また、医療提供体制推進事業費補助金については、救命救急センターや周産期母子医療センター運営事業など、効率的で質の高い医療を提供するために必要な事業の推進に不可欠である。

さらに、大きな効果を発揮しているドクターヘリの活躍の場を広げるため、通信・監視体制等のインフラ整備や高度な技術を身につけた救急医の育成・確保が重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域医療構想の推進については、地域全体の医療の将来像について関係者間で丁寧に議論を行うことが必要であるため、拙速に議論を急がせることなく、地域医療構想調整会議における議論を尊重すること
- 2 地域医療介護総合確保基金については、
 - (1) 在宅医療の推進（事業区分Ⅱ）及び医療従事者の確保（事業区分Ⅲ）において、要望額（必要額）に応じた配分とすること
 - (2) 病床の機能分化・連携（事業区分Ⅰ）が進んでいる都道府県には、事業区分Ⅱ及びⅢへ重点的に配分すること
 - (3) 事業区分Ⅰの基金残高から事業区分Ⅱ及びⅢへの区分間の流用（調整）など、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とすること
- 3 医療提供体制推進事業費補助金については、効率的で質の高い医療を提供するために必要な事業の推進に不可欠であり、事業の安定的な実施のため十分な財源を確保すること
- 4 医療法の改正により、医師確保計画に基づき県が医師の確保、偏在対策に取り組むこととなるが、国においては働き方改革を踏まえた医師の需給調整や不足が見込まれる診療科医師の都道府県間の偏在調整等について責任を持って行い、各都道府県が地域の実情に応じて実効性のある医師の確保、偏在対策を行えるよう、必要な支援を行うこと
- 5 地域における医療・介護サービスの充実を図るため、看護職員の量の確保はもとより、質の高い看護師の確保に対する支援を行うこと
- 6 医療提供体制を維持するため、若い世代で増加している女性医師をはじめ、女性の医療従事者が、出産や育児などライフステージに応じて働き続けられる環境づくりに対する支援を行うこと
- 7 ドクターヘリが夜間や一定の悪天候時においても安全に運航できる計器飛行の実現に向けたプロセスを明確にすること。また、高度な技術を身につけた救急科専門医等の育成・確保に対する支援を行うこと

37 がん対策の推進について

(厚生労働省)

がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病による死亡者の占める割合は高く、特にがんは、その約3割を占め、我が国の死亡原因の第一位であり、人口減少社会において働き盛りの世代のがん死亡は、社会経済的にも大きな問題となっている。

このため、本県では、「県がん対策推進計画」に基づき、がん検診の充実や受診率向上への取組みの強化を図るとともに、県民が地域において、適切ながん医療を享受できるよう、がん診療連携拠点病院をはじめとした診療体制の充実に努め、がんと診断された時からの緩和ケアの提供やがん患者とその家族への支援体制の充実等に取り組んでいるところである。

については、がん対策の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 がん検診受診率向上対策の一層の充実によるがんの早期発見・早期治療のため、
 - (1) がん検診の総合支援事業の継続
 - (2) 全医療保険者のがん検診実施状況等に関する情報を一元化し、地方自治体に還元する仕組みの整備
 - (3) 医療保険者・事業主のインセンティブ制度の充実によるがん検診受診の促進
- 2 がん医療の一層の充実強化のため、
 - (1) がん診療連携拠点病院に対する財政支援の充実及び新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した指定要件の弾力的な運用
 - (2) がん医療を担う手術療法や放射線療法、薬物療法、緩和ケアに加え、免疫療法、ゲノム医療などを専門的に行う医師等養成のための環境整備
 - (3) 小児・AYA世代がん患者が適切な医療や支援を受けられる体制の整備
- 3 がん患者支援のため、働く世代のがん患者の治療と職業生活の両立支援の充実
- 4 受動喫煙防止対策の強化のため、改正健康増進法の円滑な運用に必要な財政的・技術的支援の継続・充実

38 健康寿命延伸対策の充実について

(厚生労働省、消費者庁)

健康寿命の延伸には、食生活の改善や運動習慣の定着など、生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防や、健康診断受診率の向上等による早期発見・早期治療等が大変重要である。

令和元年5月に策定された「健康寿命延伸プラン」において、2040年頃に団塊ジュニア世代が高齢者となり高齢者人口がピークを迎える中で、「全世代型社会保障」を実現していくため、予防・健康づくりを強化して、健康寿命の延伸を図る必要があることから、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し(2016年比)、75歳以上とすることを目指すこととされている。

本県では、健康寿命日本一を目標に掲げ、社会全体で健康寿命延伸に向けた取組みを推進する機運を醸成することに加え、地域や職域単位で健康づくりの取組みを行っているところである。具体的には、主要な生活習慣病の予防になるといわれる、「減塩」、「野菜摂取」、「運動」について、重点的な取組みを行い、生活習慣の改善を強化するとともに、疾病対策として糖尿病重症化予防に取り組んでいるところである。

については、健康寿命の延伸に向けた施策の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 健康寿命の延伸のためには、一人ひとりの健康づくりを社会全体で支える機運の醸成が重要であり、国における情報発信・普及啓発をさらに充実するとともに、地域の実情に応じた普及啓発や県民運動の展開等の実践活動等の取組みに対し必要な財源措置を講ずること
- 2 生活習慣病予防としての減塩対策には、望ましい食塩摂取量を明示するなど産業界の協力が必要不可欠であり、国において産業界と十分連携した施策を推進すること
- 3 メタボリックシンドロームの改善や糖尿病の重症化予防に効果的に取り組むための人材育成を充実すること
- 4 科学的根拠に基づいた各種施策の企画立案のため、国における特定健診データの分析結果を早期に地域に還元するとともに、各保険者が所有するデータを利活用できる仕組みを構築すること
- 5 健康寿命に密接にかかわる歯科口腔保健について、自治体における取組みを推進するため、国や各保険者等が所有する歯科保健医療データについて整理し、各自治体が利活用できる仕組みを構築すること

39 医薬品産業の振興について

(厚生労働省)

薬価制度の抜本改革や医薬品医療機器等法の改正が行われるほか、バイオ医薬品、中分子医薬品など新たな成長分野の医薬品開発、連続生産など革新的な製薬技術等の進展、国内医薬品市場構造の変化とアジア諸国等における市場拡大など、今後、医薬品産業を取り巻く環境が大きく変化することが予想される。本県の医薬品産業が更に発展を続けていくためには、新たな成長分野への参入や技術力の更なる向上、人材の育成などにより、高付加価値な製品の開発や高度な生産技術の導入と海外市場への進出等を推進していくことが重要である。

富山県の医薬品産業は長い伝統と高い製造技術を有し、現在では国内トップクラスの製造拠点となっている。県では、医薬品産業の更なる振興のため、産学官連携による「くすりのシリコンバレー T O Y A M A」創造コンソーシアムを立ち上げ、世界水準の研究開発や専門人材の育成・確保に取り組むとともに、バイオ医薬品等の高付加価値な製品の研究費助成等の開発促進を行うほか、製薬企業の製造技術力の強化及び国際展開の促進、配置薬業の振興及び薬用植物の栽培普及等にも努め、地域ひいては日本の成長を牽引していく、世界に羽ばたく「薬都とやま」の実現を目指している。

については、次の事項について格段の配慮をお願いしたい。

- 1 医薬品の開発のための試験研究に係る税制優遇等の支援、革新的製造技術導入を含めた医薬品の製造技術向上に向けた支援の充実
- 2 国立成育医療研究センター及び医薬基盤・健康・栄養研究所と連携して行う付加価値の高い医薬品の研究開発への支援
- 3 生薬の安定的な確保のため、
 - (1) 国立医薬品食品衛生研究所と実施する生薬エキス剤に係る共同研究への支援
 - (2) 国内における薬用植物の優良種苗の確保・供給や栽培技術の確立等への継続的な支援
- 4 国際展開促進のため、
 - (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの体制強化と、本県でのGMP研修や医薬品審査研修等の実施拡充
 - (2) アジア諸国等との薬事規制調和の推進
- 5 医薬品医療機器等法改正の円滑な施行に向けた、都道府県等への早期の情報提供と十分な協議

40 食中毒被害者に対する支援策の実施など食品の安全安心の確保について

(厚生労働省)

平成23年4月下旬に、県内外において生肉（ユッケ）を提供したことによる食中毒事件が発生し、深刻な事態となった。

この食中毒事件発生直後に本県からの要望を踏まえ、同年10月から、食品衛生法第11条に基づく生食用食肉の規格基準が施行された。さらに、平成24年7月から牛レバー、平成27年6月から豚肉の生食が禁止されるなど、安全性の確保が図られたところである。

しかし、食品流通の広域化、営業形態が大規模化している中で、大規模な食中毒が発生しており、今後もこのような大きな被害をもたらす食中毒が全国的に発生することも危惧される。

また、食中毒や異物混入等の食品事故の未然防止だけでなく、食品製造加工の高度化や食品流通の広域化、グローバル化が進む中で、国内産食品の輸出促進につなげるためにも、食品の安全管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）の確実な実施が必要である。

国におかれては、食中毒が発生した場合における被害者救済を万全のものとするとともに、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が、地域において確実に実行されるよう、次の事項について早急に必要な措置を講じられるよう格段の配慮を願いたい。

- 1 食中毒が一定程度の頻度で発生し、健康被害をもたらすことに鑑み、食品等事業者を対象とした強制加入の賠償責任保険制度の創設を検討するとともに、任意の賠償責任保険への加入促進対策を実施するなど、被害者救済のための方策を講じること
- 2 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が制度化されたが、全ての中小規模の食品等事業者が、適切に導入するには、実情を踏まえた使いやすい手引書の作成や衛生管理計画の作成を目的とする実践的な講習会の開催等、継続した支援が必要であることから、引き続き財政措置をはじめとした支援策の充実を図ること

41 農林水産業の競争力強化と成長産業化の実現について

(農林水産省)

T P P 11等の経済連携協定等の発効に伴う経済のグローバル化が進展する中、我が国の農林水産業が、成長産業として持続的に発展していくためには、頻発する自然災害やC S F（豚熱）の発生、さらには新型コロナウイルス感染症など新たな課題にも対応しながら、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組むことができるよう、一層の体質強化を進めていくことが重要である。

こうした中、国におかれては、先般、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、国民に対する食料の安定的な供給や農林水産物・食品の輸出の大幅な拡大を図ることとされた。本県においても、拡大する海外市場へのコメ・コメ加工品や日本酒などの県産農林水産物等の輸出促進に向けた取組みや生産性の向上を図るスマート農業を進めているところである。

ついては、これらのさらなる促進を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 食料の安定的な供給に対する国民の不安や懸念を払拭するため、新たな「食料・農業・農村基本計画」に掲げる食料自給率目標などが確実に達成されるよう施策の強化を図ること。
また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済環境の悪化に対し、需要の喚起と生産基盤の安定化に向けた支援を引き続き行うこと。
- 2 国の農林水産物等の輸出目標「2030年5兆円」の実現に向け、諸外国における輸入検疫条件等の改善を図るなど、オールジャパンでの取組みに加え、地域の特色を活かした輸出促進方策の拡充を図ること
 - (1) コメの輸出促進に向けた施策の充実
 - ・ 戦略的プロモーション活動の推進と、コメの新市場開拓を対象とした産地交付金（2万円／10a）に係る予算の確保
 - ・ 中国向け輸出の条件となる施設指定に係る調査への切れ目ない支援及び指定施設等（精米工場・くん蒸倉庫）の拡大
 - (2) 農林水産物・食品輸出本部の司令塔機能の発揮による、輸出先国の規制の撤廃・緩和に向けた協議や輸出に必要な手続きの迅速化の推進
 - (3) 輸出促進に向け、販路の拡大や新たな商品開発、輸送コストの低減等による競争力強化に取り組む事業者への支援の充実
 - (4) 国際競争力を強化するため、グローバルGAP等国际認証取得に向けた指導者養成及び認証取得・更新に対する支援の充実強化
- 3 ICTやロボット技術を活用したスマート農業に係る技術開発を引き続き促進するとともに、スマート農業技術の活用による経営基盤強化に向けて、営農現場における技術実証や機械等の導入及び人材育成に対する支援の拡充を行うこと

42 地方の実情に即した水田農業政策の充実について

(農林水産省)

国において本年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業・農村の所得増大や米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換が推進されている中、米政策への対応は、水田農業を主体とする本県にとって重要な課題であり、農業者からは、米価低下等への不安の声も聞かれる。

こうした中、本県では、新品種「富富富」の本格生産など需要に応じた米づくりと大豆や園芸作物等を組み合わせた水田のフル活用などによる農業所得の確保に向けて、米政策の対応方針の策定・周知や水田の高度利用への支援など、県独自の施策も展開しながら、積極的に取り組んでいるところである。

ついては、意欲ある農業者が、希望を持って安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 今後とも、米政策の推進にあたっては、国の責任のもと、米の需給と価格の安定を図るために必要な措置や米・米粉の需要拡大対策の強化など適切に対応すること
- 2 水田のフル活用を推進するため、経営所得安定対策等の予算の確保・充実を図ること
 - (1) 大豆や麦、飼料用米等の生産拡大を推進するための、戦略作物への助成予算の確保
 - (2) 地域の実情に即したタマネギ、エダマメ、ハトムギ等の地域振興作物等の生産振興の取組みをさらに促進するための、産地交付金の十分な予算確保と配分
 - (3) チューリップ球根や切り花等の大幅な省力生産体系の確立のための支援の充実
- 3 強い農業・担い手づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業、水田農業高収益作物導入推進事業など、園芸等の産地の育成・広域化に向けた機械・施設整備のための予算を拡充すること
- 4 民間育成品種も含め、原種の供給や生産物審査などの優良な種子生産に果たす都道府県の役割を担保するため、地方交付税の増額など財源措置の拡充を図ること

43 意欲ある担い手の農業経営の確立について

(農林水産省)

本県では、効率的かつ安定的な担い手が地域農業の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、全国に先駆けて組織化を推進してきた集落営農の経営基盤の強化や、中山間地域等での農地集積・集約化の促進、複合化など収益性の高い「とやま型農業経営モデル」の実践による担い手の所得増大、畜産経営の基盤強化、とやま農業未来カレッジによる後継者育成、農作業の省力化や後継者への経営継承に積極的に取り組んでいる。

国では、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、農業競争力強化プログラムに基づき、次世代を担う農業者を育成するための施策を総合的に講じることとされている。

については、次世代を担う農業者が意欲と将来の希望を持って安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 集落営農組織や個別経営体の経営基盤を強化し、収益性の高い農業経営を実現するため、担い手確保・経営強化支援事業等を継続し十分な予算を確保するなど、農業用機械の導入や園芸ハウス等の施設整備に対する支援を充実すること
- 2 農地中間管理事業について、地方負担の軽減を図るとともに、中山間地域等で経営規模を拡大する担い手への支援を拡充すること。また、機構集積協力金制度の安定的な運用と十分な予算を確保し配分すること
- 3 若者等の就農意欲の喚起と定着を図るため、農業次世代人材投資資金の十分な予算確保等を図るとともに、経営能力向上のための農業経営者育成教育機関に対する支援を拡充すること
- 4 畜産農家の経営基盤強化に向けて、畜産クラスター事業の予算の確保を図ること
- 5 国内における飼養豚へのCSF（豚熱）ワクチンの継続接種等によるCSFのまん延防止対策や、空港における検疫探知犬の増頭等による海外からのASF（アフリカ豚熱）等の侵入防止のための水際対策を一層強化すること
- 6 野生いのししへのCSF感染拡大にともなう養豚農家の廃業等により、と畜頭数の減少など経営環境が急激に悪化している食肉センターへの支援措置を拡充すること
- 7 畜産農家の経営継続に影響を及ぼさないよう、開業獣医師が診療を行っていない遠隔地を主な診療地区としている都道府県農業共済組合の家畜診療業務に対する財政支援の仕組みを新たに設けるなど、地域における家畜診療体制の維持・確保について配慮すること

44 農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の推進について

(農林水産省)

農山村地域は、農業生産活動等を通じて、安全・安心な食料の供給、国土や自然環境の保全、優れた伝統文化の継承等の多面的な役割を担っているが、人口減少等による集落機能の低下やイノシシ等鳥獣被害の増加など、様々な課題が顕在化している。

このため、本県では、日本型直接支払制度を活用した荒廃農地の発生防止や農業用施設等の維持・保全のほか、CSF（豚熱）感染拡大防止を含めた鳥獣被害対策の強化、都市農山村交流や地域資源の活用等の農村振興対策に積極的に取り組んでいるところである。

また、本年3月には、中山間地域の振興に関する条例に基づく中山間地域創生総合戦略を策定し、持続可能な地域社会の形成を図ることとしている。

については、農山村地域等の振興を図るためには、総合的な対策の推進が不可欠となっていることから、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本型直接支払制度の充実
 - (1) 中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、加算措置も含めた中山間地域等直接支払制度の実施に必要な予算の確保と十分な配分
 - (2) 老朽化が著しく維持管理に支障をきたしている用排水路等について、多面的機能支払制度に係る長寿命化対策の計画的な実施に必要な予算の確保と十分な配分
- 2 イノシシ被害がますます深刻化しているため、地域ぐるみによる取組みの推進や先進技術を活用した捕獲の強化、増加する捕獲イノシシ等の処分施設の整備等に必要となる鳥獣被害防止総合対策交付金に係る予算の確保と十分な配分
- 3 中山間地農業の再生のため、意欲ある担い手や高収益作物の生産などの付加価値の高い農業生産に向けた特色ある取組みに対する支援の継続と予算の十分な配分
- 4 田園回帰の動きをとらえた都市農山漁村交流や、地域資源を活用した所得向上の取組み推進のため、農山漁村振興交付金等の予算の確保と要望に対応できる十分な配分

45 農業農村整備事業の推進について

(農林水産省)

農業農村整備事業は、食料の安定供給、農業・農村の多面的機能や農村地域の活性化など国民のいのちや暮らしを支える公共性・公益性の高い事業であり、農業競争力強化及び国土強靱化を実現するうえで極めて重要な役割を担っており、その推進が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症や国際貿易交渉等を踏まえ、国内農業の生産基盤の強化が求められるとともに、農村の混住化等の進行による流出形態の変化等に伴い広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しており、農村の防災減災対策や農業水利施設の安全対策が喫緊の課題となっている。

さらに、農地集積の進展に伴い、近年は、土地持ち非農家が急速に増加し、土地改良区の運営体制をめぐる情勢の変化への対応が必要とされている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国民のいのちや暮らしを支え、国内農業の生産基盤の強化を実現する農業農村整備事業の予算を十分に確保すること
 - (1) 農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化対策及び高機能化を実現し、担い手への農地の集積・集約化を推進する農業競争力強化基盤整備事業の予算確保
 - (2) 農業用水を利用した小水力発電やきめ細やかな整備を推進する農山漁村地域整備交付金等の予算確保
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、対象事業の拡大と別枠による予算の確保など、農業・農村の強靱化対策を確実に実施するために必要な財源を安定的・継続的に確保すること
 - (1) 重要インフラ点検を踏まえた国営施設機能保全事業「射水平野地区」の推進
 - (2) 国営施設応急対策事業「早月川地区」の推進
 - (3) 国営附帯県営農地防災事業「庄川左岸三期及び四期地区」の推進
 - (4) ため池や水路等の農業水利施設の防災減災対策の推進
- 3 高収益作物の導入やスマート農業の実現などにより大幅な農業所得の向上を目指す農業経営モデルの構築に向けた大規模な基盤整備の推進
国営農地再編整備事業「水橋地区」の令和3年度の採択
- 4 用水路事故のない地域づくりに向けた農業水利施設の安全対策の推進のための支援の継続
- 5 異常気象や営農形態の変化に的確に対応するため、土地改良区等が行う高度できめ細やかな農業水利施設の維持管理に対する支援の強化

46 森づくりの推進と森林整備法人への支援拡充 について

(農林水産省、総務省)

本県では、災害に強い山づくりを進めるとともに、県産材利用促進条例を制定し、路網整備や高性能林業機械の導入による間伐等の森林整備、木材加工施設の整備、公共施設の木造化や県産材を使った住宅の建設を促進するなど、林業の成長産業化に向けた施策を幅広く推進している。

また、本県独自の財源である「水と緑の森づくり税」を活用し、健全で多様な森づくりを進めるとともに、本県が全国に先駆けて開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及、さらに、森林整備法人の経営改善についても積極的に取り組んでいる。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大により、木材需要の低迷の長期化や原木価格の下落など深刻な影響が懸念される。

については、本県の森林・林業、木材産業の振興を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 森林環境譲与税の有効活用を図るため、新たな森林管理システム下における市町村業務の円滑な実施に向け、都道府県との連携のもと指導、助言など必要な支援を行うこと
- 2 「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、引き続き森林吸収源対策や健全な森林の育成・保全を図るため、対象事業の拡大と別枠による予算の確保など、国土強靱化のための対策を確実に実施するために必要な財源を安定的・継続的に確保すること
 - (1) 森林経営に適した森林について必要な整備が着実に進むよう、森林環境保全直接支援事業の予算の確保
 - (2) 林業の生産基盤となる林道整備を推進するため、森林資源循環利用林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の予算の確保
 - (3) 流木対策や荒廃山地の復旧・予防対策等を推進するため、復旧治山事業等の予算の確保
- 3 林業の成長産業化を図るため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の計画的な推進と拡充
 - (1) 間伐に必要な路網整備予算の確保と間伐等における未利用材の流通経費に対する支援の拡充
 - (2) 高齢級人工林の主伐の際に林内に放置される低質材の搬出経費に対する支援の実施
 - (3) コロナ禍における確実な需要先として、木造公共施設の整備を推進するため、交付率の引上げなど支援を拡充するとともに、国産材を使用した住宅の新築・増改築に対する支援の実施
- 4 森林整備法人への支援措置の拡充強化
 - (1) 公庫つなぎ資金について、無利子枠の適用と償還期間及び令和4年度までとされている貸付制度の延長
 - (2) 県の公社支援に対する地方財政措置の拡充

森づくりの推進と森林整備法人への支援拡充

森林の有する多面的機能の発揮

安全で快適な国民生活等の実現のため、水源かん養や国土保全、二酸化炭素の吸収源など、多面的機能を有する森林の適切な整備を推進

林業の成長産業化

間伐等の森林整備やその基盤となる路網、高性能林業機械の整備、木材の利用拡大を図る木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設等の整備を推進

健全で多様な森づくりの推進

生活に密着した里山の再生整備、風雪被害林や過密人工林の針広混交林化、ボランティア活動への支援、森林環境教育の実施

※森づくり税による事業



間伐等の森林整備



治山施設による事前防災・減災対策



生産基盤となる林道整備



木材加工施設の整備



公共建築物の木造化

国土強靱化のための対策を確実に実施するために必要な財源を安定的・継続的に確保

- (1)森林経営に適した森林について必要な整備が着実に進むよう、森林環境保全直接支援事業の予算の確保
- (2)林業の生産基盤となる林道整備を推進するため、森林資源循環利用林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の予算の確保
- (3)流木対策や荒廃山地の復旧・予防対策等を推進するため、復旧治山事業等の予算の確保

森林整備法人への支援措置の拡充強化

- (1)公庫つなぎ資金について、無利子枠の適用と償還期間及び令和4年度までとされている貸付制度の延長
- (2)県の公社支援に対する地方財政措置の拡充

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の計画的な推進と拡充

- (1)間伐に必要な路網整備予算の確保と間伐等における未利用材の流通経費に対する支援の拡充
- (2)高齢級人工林の主伐の際に林内に放置される低質材の搬出経費に対する支援の実施
- (3)コロナ禍における確実な需要先として、木造公共施設の整備を推進するため、交付率の引上げなど支援を拡充するとともに、国産材を使用した住宅の新築・増改築に対する支援の実施

森林環境譲与税の有効活用を図るため、新たな森林管理システム下における市町村業務の円滑な実施に向け、都道府県との連携のもと指導、助言など必要な支援を行うこと

47 水産業振興対策の推進について

(農林水産省)

漁業従事者の高齢化、後継者の不足や魚価の低迷など、水産業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、資源管理措置や漁業権免許制度等を一体的に見直す改正漁業法が本年中に施行されるとともに、本県においても、ブリやサケの漁獲量の減少をはじめ主要魚種の大幅な漁獲変動、太平洋クロマグロの資源管理による定置網漁業への影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による需要の減少など、漁業経営の先行きは不透明な状況にある。

また、東日本大震災での甚大な被害に限らず、高波による漁港施設、漁港海岸施設の災害や、豪雨による流木被害が発生している。

こうした中、富山湾及びその周辺海域の多様な水産資源の持続的（サステイナブル）な利用と豊かな食生活を支える安全で良質な水産物の供給を目標に、富山湾の特性を活かした「つくり育てる漁業」の一層の推進、衛生管理機能を向上させた漁業生産基盤の整備、良好な漁場の維持や漁業経営基盤の強化等を図る必要がある。

については、本県における水産業の振興、発展のため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 改正漁業法に基づく水産政策の改革の具体的な実施にあたり、待ちの漁法である定置網中心の本県漁業の実態を踏まえた運用を図ること
- 2 日本海における水産資源の持続的利用のための対策の実施
 - (1) 定置網漁業者とまき網漁業者とのブリ資源の利用に関する調整を図るための協議組織の国主導による運営と指導
 - (2) ブリやサケなどの広域回遊魚について漁獲変動に対応した総合的な水産資源調査研究の推進と研究連携の継続
 - (3) 水産エコラベル認証取得への支援
- 3 TAC制度の導入に伴うクロマグロ資源管理方策の改善及び漁業経営支援
 - (1) 小型魚における定置網等の沿岸漁業と沖合漁業の漁獲枠配分の見直しや国主導による漁獲枠融通の枠組みの柔軟な運用
 - (2) 漁獲抑制のための休漁や新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低下などに対する漁業収入安定対策の拡充
- 4 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、対象事業の拡大と別枠による予算の確保など、国土強靱化のための対策を確実に実施するために必要な財源を安定的・継続的に確保すること
 - (1) 漁業生産の拠点となる漁港等水産基盤の整備及び機能保全対策の計画的な推進
 - (2) 漁港漁村の高波対策としての漁港海岸施設の機能強化保全対策の計画的な推進

48 地方発イノベーションとデジタル・トランスフォーメーションによる産業の高度化について

(内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省)

少子高齢化による生産年齢人口の減少、国内市場の成熟化、グローバル競争の激化や産業構造の変化など、ものづくり産業を取り巻く環境変化に対応していく必要がある。

このため、日本海側屈指の工業集積を誇る本県では、ものづくり産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の本県の産業振興施策の指針となる「新・富山県ものづくり産業未来戦略」を策定し、IoTやAIの活用など第4次産業革命の進展を見据え、今後大きな成長が見込まれるヘルスケア、医薬バイオ、医薬工連携、次世代自動車、航空機、ロボット等の新産業の創出・育成、デジタル・トランスフォーメーションによる産業の高度化に取り組んでいる。

さらに、ものづくり産業振興の拠点である産業技術研究開発センターや、医薬品産業の振興のための研究開発・技術指導を行う薬事総合研究開発センターに全国の公設試のなかでもトップレベルの設備を数多く整備するなど、県内ものづくり企業の製品開発、事業化への支援を拡充してきたところである。

については、地方発イノベーションは、我が国の将来と地域の発展に欠かせないものであり、多様な産業の集積やものづくり技術など地域の強みや特色を活かした革新的な製品等の研究開発を推進し、産業の高度化に対する支援について、格段の配慮を願いたい。

- 1 地方主導の産学官連携による戦略的産業の形成を推進するため、研究段階から製品化・事業化の取組みへの支援制度の拡充
 - (1) 「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」に代わる地域の持続的なエコシステム形成のため、「とやまアルミコンソーシアム」や「とやまヘルスケアコンソーシアム」における研究開発や事業化の取組みへの支援
 - (2) 医療分野の研究開発の基礎から実用化までの一貫した支援のため、(国研)日本医療研究開発機構(AMED)の研究開発支援制度の拡充
 - (3) 中小企業研究開発支援事業(サポイン)など研究開発・事業化にかかる支援の安定的かつ継続的な実施、自己負担の軽減及び手続きの簡素化などの支援内容の充実
- 2 ヘルスケア、医薬バイオ、医薬工連携、次世代自動車、航空機、ロボット、機械、電子デバイス等の成長産業への参入に向けたオープンイノベーションなどによる研究開発・事業化に対する支援の充実
- 3 IoT・AI・5Gの導入促進による県内産業の生産性向上のため、産学官連携による人材育成や普及啓発、IoT等に関連した情報セキュリティ対策や資金面など、地域の実情を踏まえた取組みに対する支援の充実
- 4 県内産業がデジタル技術等にスムーズに対応できるよう、情報発信や人的・財政的な支援の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ「新しい生活様式」の定着にも資するSociety5.0を実現する技術の活性化及びそれらを後押しする自治体の取組みへの支援の充実
- 5 産学官連携を推進する公設試験研究機関等への先端設備導入の支援

49 電力の安定供給の確保と総合的なエネルギー政策の推進について

(経済産業省、環境省、国土交通省)

東日本大震災に伴う原発事故の発生を背景として、全国の多くの原発が停止していることに加え、台風等の自然災害による大規模停電の発生など、電力供給の制約による国民生活や産業への影響が懸念されている。今後、我が国が更なる経済成長を実現するとともに、国民生活の安定を図るうえで、必要な電力量の安定的な確保を図ることが必要である。

また、安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案し、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

本県においては、再生可能エネルギービジョンを策定し、包蔵水力が全国2位と高いポテンシャルを活用しながら、小水力発電の導入支援など、再生可能エネルギーの導入促進を図っている。また、家庭や企業等における省エネルギーの普及に努めているが、こうした再生可能エネルギーや省エネルギーなどの普及・導入促進の取組みを今後さらに加速化、強化していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 我が国における企業活動や国民生活に支障が生じないよう電力の安定供給の確保
- 2 安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案したバランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進
- 3 再生可能エネルギーの導入を促進するため、小水力発電に係る適切な買取価格の設定を含め、地域特性を活かした分散型エネルギーシステム構築への支援
- 4 環境に配慮した住宅、自動車や産業用省エネ設備、エネルギー管理システムの導入促進など省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実

50 新たなエネルギー資源の開発促進について

(経済産業省)

我が国のエネルギー政策は、東日本大震災の発生を契機として、大きな転換期を迎えており、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

こうした中、本県においては、再生可能エネルギービジョンを策定し、その普及・導入促進の取組みを加速化、強化しているが、特に、地熱発電については、地熱資源量が全国2位という高いポテンシャルを活かすため、現在、地熱資源の開発に向けた調査を積極的に進めているところである。

さらに、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されている水素エネルギーの利活用に関しては、平成30年3月に「とやま水素エネルギービジョン」を策定し、官民が一体となって、水素ステーションの整備やFCV（燃料電池自動車）の普及に向け積極的に取り組んできており、本年3月には、北陸初となる商用水素ステーションが開所したところである。

また、新たなエネルギー資源として期待される日本海側の表層型メタンハイドレートについては、上越沖の1箇所が資源量が推定されているが、日本海側全体の資源量は把握されておらず、また、回収技術については、研究開発段階に移行することになったところであり、開発に向けた取組みを一層加速化させる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地熱資源開発に対する支援等の必要な予算の確保
- 2 水素ステーションの設置と運営及びFCV（燃料電池自動車）普及に係る補助制度の充実と継続
- 3 水素ステーションの設置と運営のコスト低減を図るため、安全性を確保したうえで、必要な規制改革の着実な推進
- 4 日本海側における表層型メタンハイドレートの資源量全体を把握するための調査の実施や回収技術の開発の促進

51 環境にやさしい水力発電施設の周辺地域のための 交付金の交付期間延長について

(経済産業省)

水力発電は、他の発電方法と比較して環境への負荷が小さく、再生可能なエネルギーの利用推進として地球温暖化対策に大きな役割を果たしている。本県は、多くの水力発電施設を有するほか、農業用ダム、水路などの農業水利施設を活用した小水力発電に積極的に取り組むなど、環境への負荷軽減に配慮した電力の安定供給に努めている。

こうしたなか、電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、発電用施設周辺住民の福祉の向上と電源立地の円滑化を目的として創設され、関係市町村では、公共施設の整備、住民生活の利便性向上に活用されている。

しかしながら、現在の制度では、交付対象施設の多くが令和2年度末をもって最長交付期間の40年を迎えることとなり、その場合、今後の水力発電施設の円滑な運転継続や電力の安定供給、新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

また、水力発電施設の建設と円滑な運営に協力してきた関係市町村の多くが山間部にあり、過疎化、高齢化で疲弊している現状を十分考慮して、次の事項の実現について格段の配慮を願いたい。

令和3年度以降も、現行の交付水準を維持した上で運転期間終了まで交付期間の延長を図ること。

52 中小企業・小規模企業の活性化の推進及び 創業者支援等について

(経済産業省、中小企業基盤整備機構、文部科学省)

本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産は弱含み、個人消費も急速に減少するなど、景気は極めて厳しい状況にあり、先行きについても、極めて厳しい状況が続くことが懸念される。国においては、去る4月に成立した令和2年度第一次補正予算に続き、6月に第二次補正予算が成立したところであるが、今後は、感染防止を徹底しつつ、早期のV字回復を目指し、影響を受けた事業者への切れ目のない支援が不可欠である。

また、地域の雇用を支える中小企業・小規模企業の経営者の高齢化が進展し、廃業による多数の雇用・経済価値が損失することが懸念されることから、中小企業・小規模企業の円滑な世代交代・事業承継に向けた積極的な支援が必要である。

さらに、厳しい状況にある地域産業の再生、活性化を図るため、新事業活動に取り組む中小企業や創業・ベンチャー企業の積極的な支援を行うとともに、円滑な資金供給の推進、企業間の不公正な取引の是正等下請取引の適正化などに取り組んでいく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症等により多大な影響を受けた中小企業・小規模企業に対する経営改善・事業再生支援や保証制度等金融支援の充実及び下請取引適正化の推進
- 2 IoT等を活用した生産性の向上や人材育成、経営力の向上などに向けた施策の充実と予算の確保
- 3 創業に向けたスタートアップを支援する環境づくり（空き施設等を活用したコワーキングスペースの設置など）に対する支援制度の創設及び事業承継に対する支援制度の継続・拡充
- 4 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、伴走型小規模事業者支援推進事業、小規模事業者持続的発展支援事業及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業等の充実と継続
- 5 消費税率引上げ後も円滑かつ適正な転嫁を確保するための対策及びインボイス制度の円滑な導入に向けての必要な支援の継続
- 6 農商工連携の推進や地域資源の活用のための支援措置の充実と継続
- 7 伝統的工芸品の海外展開や技術の継承に対する支援措置の充実
- 8 経営革新計画承認企業に対する支援措置の継続
- 9 高度化資金における償還猶予の弾力化
- 10 中小企業大学校北陸ブロック校の開設中止に伴う県内中小企業等への研修受講機会の充実及び旧建設候補地の有効活用に関する支援

53 環日本海・アジア地域等との経済交流及び 物流の活性化について

(経済産業省、国土交通省、外務省、日本貿易振興機構)

本県は、環日本海地域の中央拠点を目指し、県内企業の経済交流活動の支援やその基盤となる物流の活性化に取り組んでいるところである。更なるグローバル化が進展する中、県内企業が今後も活力を維持していくためには、環日本海諸国やアジア地域などの成長エネルギーを取り込んでいくことが重要である。

経済交流については、本県の優れたものづくり製品・技術を世界に発信していくため、昨年度に続き、令和3年度に、国内外のものづくり企業やバイヤーなどが一堂に集う「T-Messe2021富山県ものづくり総合見本市」を開催することとしている。また、ベトナムやタイ、香港、インド・アンドラプラデシュ州とは、経済交流の推進等に関する覚書を締結しており、今後とも、アジア地域を中心に、経済訪問団の派遣やビジネスセミナーの開催などにより、県内企業の海外展開や販路開拓を積極的に支援することとしている。

物流の活性化については、伏木富山港は、日本海側で唯一のロシア極東との定期コンテナ航路や、全国最多の定期RORO船航路を有するなど、全国トップクラスのロシア・欧州向け物流の拠点となっている。こうした中、ロシア・欧州向け物流の更なる活性化を図るため、県では、昨年5月の日ロ知事会議等において、シベリア鉄道等を活用した物流の定時性、迅速性の要請を行ったところである。引き続き輸送実験を実施するほか、今年度、新たに国内輸送費への助成制度の創設、専門アドバイザーの配置等により、集荷促進に努めることとしている。

については、環日本海・アジア地域等との経済交流、物流の活性化が一層図られるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 高品質な製品や先端技術を有する中小企業の海外展開や販路開拓、海外の優れた企業等の誘致に対する支援の充実
 - (1) 海外ミッション派遣事業の充実
 - (2) バイヤー招へい事業の拡充
 - (3) 国内での国際見本市開催への支援
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、オンライン商談の開催など非対面・遠隔での海外展開を図るための利便性の高い仕組みの構築
 - (5) 外国企業誘致等に取り組む自治体への支援
- 2 シベリア鉄道を活用したロシア・欧州向け物流の活性化
 - (1) ロシア極東港における通関及び港湾関連手続きの簡素化・迅速化及びシベリア鉄道の定時性・速達性の向上等、シベリア鉄道を巡る環境改善への交渉の加速化
 - (2) 「シベリア鉄道による貨物輸送パイロット事業」の継続・拡充及び伏木富山港を活用する実証事業の実施並びにロシア極東航路の活性化に関する自治体の取組みに対する支援

54 デザインの振興について

(内閣官房、経済産業省、文部科学省)

本県では、ものづくりにおけるデザインの重要性に早くから着目し、1999年に国内で唯一のデザイン専門の都道府県立試験研究機関として富山県総合デザインセンターを設置して県内の伝統工芸品産業や先端産業の商品開発等をデザイン面から支援するとともに、県内外の若手デザイナーやデザイン系大学の学生と県内ものづくり企業とのマッチングの機会を創出するなど、付加価値の高いものづくりを支えるデザイン人材の育成、確保に取り組んでいる。

また、先端技術とデザインの融合による付加価値の高いものづくりを推進するため、デザイナーや多様な業種の人材が連携交流して新商品や新事業を創出する拠点施設「クリエイティブ・デザイン・ハブ」を2017年に、VR技術の活用により試作品の効率的なデザイン検証を可能とする施設「バーチャルスタジオ」を昨年5月にそれぞれ総合デザインセンター内に整備するなどして、ものづくり企業やデザイナーなどが連携して取り組むスタートアップの試作品製作や実証実験などの支援を強化している。

さらに今年度からは、県内企業がデザイン経営に理解を深め、企業競争力を向上させる取組みを更に加速させるため、国内外の第一線で活躍する経営者等を講師とする講座を開催することとしている。

今後は、アートとデザインをつなぐ富山県美術館とも連携しながら、デザインを含めた文化力で本県の「ものづくり産業」の振興を図るとともに、デザインを通じて、多様な人材が集い連携するデザイン交流拠点の創出を図ることとしている。

については、次の事項に各段の配慮を願いたい。

- 1 先端技術とデザインの融合による新商品開発・新事業創出に向けたスタートアップの調査研究や試作品製作などへの支援
- 2 産業振興を支えるデザイン人材の育成・確保に関する取組みへの支援
- 3 デザインを活用した産業振興に必要な先端設備導入への支援
- 4 工芸、建築、デザインなど、日本の強みを活かす国際的な拠点づくりとアートとデザインをつなぐ富山県美術館との連携の促進

55 中心市街地と商店街の活性化について

(経済産業省、国土交通省)

全国の地方都市においては、郊外型大型店の進出やインターネット通販の普及等により、商品の入手方法は多様化し、人の流れも変わるなど、中心市街地や商店街が果たすべき役割も変化してきている。

本県の中心市街地や地域の商店街においても、大型商業施設の撤退や空き店舗の増加、施設の老朽化、後継者不足に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的ダメージが極めて深刻な状態にあり、今後、地域活性化とともに、冷え込んだ消費者マインドの活性化を図るため、北陸新幹線延伸やアフターコロナを見据えた魅力的なまちづくりを推進することが重要である。

富山市及び高岡市では、国の認定を受けた第3期中心市街地活性化基本計画に基づき、「まちの顔」としての中心市街地の魅力を創出するため、更なる活性化に向けた取組みを進めているところである。

その他の県内各地域においても、个性的で賑わいのあるまちづくりへの取組みが進められている。

国においては、中心市街地や商店街の活性化に取り組まれているところであるが、引き続き、地域と連携し新たな需要を取り込む取組みを一層推進していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富山市及び高岡市の第3期基本計画に掲げる市街地再開発事業等による市街地の整備改善、まちなかの交流人口の拡大や商業活性化のための事業等への支援策の充実
- 2 中心市街地や商店街の活性化を図る「商店街活性化・観光消費創出事業」において、空き店舗を活用した多様な施設整備（シェアオフィス、ゲストハウス等）などを行う際に、柔軟に活用できるよう補助要件の緩和及び予算額の確保

56 富山きときと空港における航空ネットワークの充実と冬季就航率の向上について

(国土交通省)

富山きときと空港は、北陸・飛騨・信越地域の空の玄関口として、2つの国内定期路線（羽田・札幌）と4つの国際定期路線（ソウル・大連・上海・台北）によって各都市と結ばれ、環日本海・アジア交流の拠点空港としての機能充実と就航率の向上が期待されている。

こうしたなか、本空港の基幹路線である富山－羽田便については、北陸新幹線開業後、大変厳しい状況が続いており、一昨年9月に、「富山－羽田便」利用促進キックオフ大会を開催し、1日4便体制の維持・充実を目指し、官民挙げた利用促進に取り組んでいる。また、昨年10月の台風19号災害時には、首都圏への代替ルートとして、交通ネットワークのリダンダンシーの重要性と当便の存在価値が再認識されたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大幅に減少している。

当便は、本県と全国・世界との交流、本県の未来創生を支える極めて重要な航空路線であり、北陸・富山への新たな旅客需要や羽田経由の国内外乗継需要を取り込みながら、当便の便数維持や飛行時間短縮のための飛行経路の効率化を図ることが重要である。また、混雑空港等における地方空港の発着枠の確保等により地方都市間の路線新設に取り組む必要がある。

さらに、国際路線についても、日韓関係の悪化や新型コロナウイルス感染症の影響等による運休が続いていることから、新規路線開拓やチャーター便の誘致を図ることにより、航空ネットワークの充実に取り組むことが本空港にとって極めて重要である。

加えて、本空港では、地形や周辺の構造物による制約から、ILS（計器着陸装置）を完備することができず、冬季においては、雪による視界不良等により欠航便が多数発生している。こうしたなか、これまでも欠航回避に向け、RNP-AR飛行方式の導入やXバンドMPレーダー情報の活用などに取り組むほか、低空域の雪雲の動きを予測するシステムを開発したが、更なる就航率向上への取組みが不可欠である。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1 国内外の航空ネットワークの充実

- (1) 富山－羽田便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びに格安航空会社（LCC）・リージョナルジェットの利用による航空ネットワーク充実に向けた取組みへの支援
- (2) 飛行時間短縮のための飛行経路の効率化等による富山－羽田便の利便性向上に向けた取組みへの支援

2 冬季就航率の向上

現在、鋭意開発が進められているGPSを活用した新たな着陸誘導システム（GBAS）の開発促進と富山空港への早期導入

57 北陸新幹線の整備促進について

(国土交通省、財務省、総務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

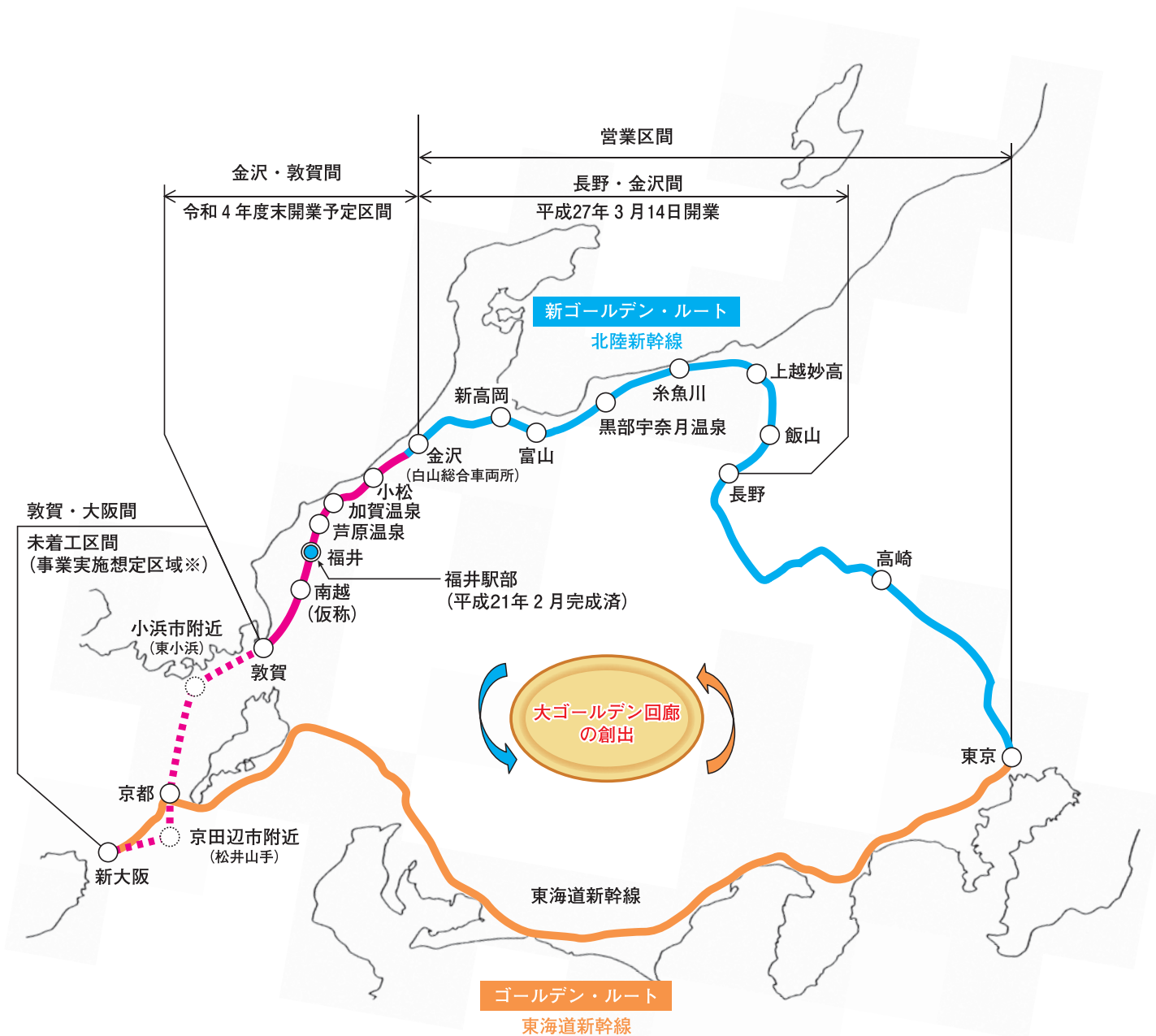
また、多重系の輸送体系の確立による災害に強い強靱な国土づくりが強く求められている。

このような観点から、大規模災害時等においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、豪雪などの災害に強く信頼度の高い社会インフラでもあり、日本海国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトである北陸新幹線に求められる役割がこれまで以上に大きくなっており、大阪まで早期に整備する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 現在建設中の金沢・敦賀間について、令和4年度末までの開業が確実に実現するよう整備を促進するとともに、早期開業に最大限努力すること
また、関西・中京圏と北陸圏との間の円滑な流動性を図るため、敦賀駅等における乗換利便性の向上策を講じるほか、在来線特急の運行本数（サンダーバード25往復、しらさぎ16往復）の維持・拡大とともに、「つるぎ」の延伸をはじめ、北陸新幹線の運行本数の確保・拡大など、関西・中京圏へのアクセス向上を図ること
- 2 敦賀・大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくり、広域観光や地方創生に資する「大ゴールデン回廊」形成の重要性等に鑑み、早期着工に向け環境アセスメントを速やかに進め、令和12年度末の北海道新幹線・札幌開業頃までに大阪までの全線整備を図ること
- 3 これらを実現するため、収支採算性に優れた北陸新幹線の事業費として、金沢・敦賀間の建設財源を国費の最大限の増額も含め十分に確保するとともに、敦賀・大阪間への切れ目ない着工を見据え、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保（前倒し活用や算定期間の延長等）、既設新幹線譲渡収入や鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用、必要に応じ財政投融资の活用等により必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと
- 4 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること
- 5 「かがやき」については、定期列車が全列車停車とされた富山駅以外の新高岡駅等県内駅についても、流動頻度の高い時間帯等について、定期列車の停車や臨時列車の増便・停車となるよう、また、「はくたか」の臨時列車についても、黒部宇奈月温泉駅に停車するよう、配慮いただきたいこと
- 6 北陸新幹線は、令和元年東日本台風による被災の影響で、被災前より少ない編成数での運行が続いていることから、臨時列車を含めた一日も早い完全復旧や適切な治水対策を講ずるなど再発防止を図ること

「北陸新幹線」 駅・ルート図



※令和元年11月26日に鉄道・運輸機構が公表した環境影響評価方法書に示された概略の路線。

58 並行在来線への支援及び地域公共交通の維持・活性化について

(国土交通省、総務省、財務省)

北陸新幹線の開業に伴いＪＲ西日本から経営分離された本県の並行在来線は、日常生活を支える重要な路線であるとともに、広域・幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っている。これまで貨物調整金の大幅な拡充等が図られてきているが、依然として厳しい収支が見込まれることから、国の責任において、引き続き運営会社を支援し、安定経営の確保を図っていく必要がある。

また、その他の公共交通機関についても、地域住民の生活の足を確保するとともに、地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの推進や公共交通ネットワークの強化など、地域公共交通の維持活性化を図っていくことが極めて重要であり、本県では地域交通にかかる基本的な方向や重点的に進める施策等について「富山県地域交通ビジョン」を策定し、「つかいやすく、わかりやすい、持続可能な」地域交通の実現に向けて、取り組みを行っているところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 並行在来線を将来にわたり持続可能にする仕組みを確立するため、
 - (1) 大規模修繕・改良、車両更新等の支援に係る予算の確保、税制上の優遇措置を充実すること
 - (2) 地方団体の負担が過度なものとならないように、国の十分な支援、ＪＲの協力等により、並行在来線を将来にわたり持続可能にする仕組みを確立すること
特に、ＪＲから鉄道・運輸機構に支払われる貸付料には、並行在来線の赤字解消分も含まれていることなどから、並行在来線の維持確保の財源として活用を図ること。また、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しに適切に対応すること
- 2 並行在来線が県内の公共交通機関のネットワークの結節拠点であることを踏まえ、
 - (1) あいの風とやま鉄道新駅（富山駅－東富山駅間）の整備に対する支援
 - (2) ＪＲとの乗継割引をはじめとする他の交通機関等との連携など利用促進策に対する支援
 - (3) 広域利用者の利便性確保に係るＪＲとの協議に対する支援
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、公共交通事業者の減収分に対する補助制度の構築や、ウィズ・アフター・ポストコロナ時代の新しい生活様式確立に伴う公共交通機関の利用動向も見据えた、既存補助事業の拡充・補助要件緩和など十分な財政支援
- 4 公共交通事業者によるバリアフリー化や利用環境改善等に係る施設整備及び全国相互利用可能な交通ＩＣカードの導入促進への支援
- 5 地域間の交通ネットワークの充実と利用促進を図るため、ＪＲ城端線の増便やＪＲ城端線・氷見線のＬＲＴ化の検討も含めた活性化方策、全国相互利用可能な交通ＩＣカード導入など沿線市の連携等による地域交通の利便性向上に資する取り組みに対する支援
- 6 高山本線富山～高山間における特急「ひだ」の増便や北陸新幹線との乗り換えの際の特急料金の割引など、広域交通の利便性向上に係るＪＲとの協議に対する支援
- 7 安全輸送施設等の更新対策など、鉄道軌道の安全性向上に係る予算の確保

59 地域におけるバス路線等の維持・確保のための支援の充実について

(国土交通省)

地域におけるバス路線等は、通院、通学、買い物など住民の日常生活を支えており、とりわけ自動車を運転できない学生・生徒や高齢者などのいわゆる交通弱者にとって不可欠な存在であるとともに、来訪者にとっても必要な移動手段である。人口減少の進展に伴う利用者減少とそれに伴う減便や廃止など、公共交通サービスの縮小が懸念されるなか、適切な運行支援の継続やICTを活用した情報提供などの推進により、必要なサービスを維持・確保、充実していくことが重要である。このため、本県では、バスの運行支援に加え、県内全ての民営・公営バスのデータのオープンデータ化や、県内全域を網羅したバスロケーションシステムを運用開始し、利用者の利便性向上、利用促進に努めている。

また、国においては、地方部での生活交通の確保・維持などの地域課題に対応するため、IoTやAIを活用したMaaSや自動運転等の新たな移動サービス推進の必要性について検討されており、先駆的な取組み、実証実験に対して支援が行われている。

さらに、バス運転者の要員不足が深刻な問題となっており、国において、平成28年11月に北陸信越運輸局に「バス運転者確保対策会議」が設置され、運転手の採用増に向けた取組みなどが進められているが、バス運転者の確保・育成を図ることは、持続可能なバス交通を実現するとともに、疾病や過労によるバス事故を防止するうえでも重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、バス事業者の減収分に対する補助制度の構築や、ウィズ・アフター・ビヨンドコロナ時代の新しい生活様式確立に伴うバス路線等の利用動向も見据えた、既存補助事業の拡充・補助要件緩和など十分な財政支援を講じること
- 2 地域間幹線系統や地域内フィーダー系統に対する補助金等について、地域の実情に応じて必要なバス路線を適切に維持・確保できるよう、制度の充実と十分な予算確保を図ること
また、制度の見直しにあたっては、地方の意見や実情を十分に踏まえた上で、見直しを行うこと
- 3 市町村等においてまちづくりと一体となったバス路線等の地域交通ネットワークの充実を図るため、地域公共交通網形成計画等の策定に対する支援について、十分な予算確保を図ること
- 4 バス利用者の利便性向上のため、ICTを活用した情報提供の取組みの普及を推進するほか、先進的に取り組む自治体等へ支援の充実を図ること
- 5 地域公共交通の維持・確保に資する、MaaSや自動運転等の新たな移動サービスについて、新技術の開発や導入・普及を推進すること
- 6 バス運転者の確保や育成に対する支援を拡充すること

60 都市基盤整備の推進について

(国土交通省)

北陸新幹線開業効果を持続・深化させ、都市の活性化や個性豊かで魅力あるまちづくりなどにより地方創生を推進するため、特に富山駅での連続立体交差事業の加速化を図るなど、次の都市基盤の整備について格段の配慮を願いたい。

1 富山駅周辺の整備

(1) 富山駅付近連続立体交差事業の促進

富山地方鉄道本線、あいの風とやま鉄道線

(2) 駅周辺のアクセス道路等

(都) 牛島蛭川線、(都) 富山駅南北線 ほか

2 街路の整備

(1) 公共交通を支援する道路の整備

(都) 戸出東西中央線 ほか

(2) 中心市街地の活性化を支援する道路の整備

(都) 総曲輪線 ほか

3 土地区画整理事業等の推進

(1) 中心市街地の良好な住環境の整備

黒部市三日市保育所周辺地区(土地区画整理事業)ほか

(2) 民間活力を活かした組合区画整理事業の推進

朝日町泊駅南地区

(3) まちの活力を維持・増進する中心拠点の整備

氷見地区(都市構造再編集中支援事業) ほか

4 都市公園の整備

都市にうるおいとやすらぎを与え、災害時には避難地や防災拠点ともなる都市公園の整備

富山県総合運動公園、砺波チューリップ公園 ほか

富山駅周辺の整備

東から西を望む



富山駅北口



- 富山地方鉄道本線の高架化
- 駅周辺のアクセス道路の整備

都市計画道路総曲輪線

整備前



整備後(整備済工区)



- 無電柱化により快適な歩行空間を確保
- 魅力ある都市景観の形成により、観光客の増加等、中心市街地活性化に寄与
- 災害時の電柱倒壊や電線切断などの危険性を除去

61 地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について

(国土交通省)

道路は、豊かな県民生活や活力ある産業、経済、社会活動を支える基礎的な社会資本であり、高規格幹線道路から生活道路まで、県民誰もが安全・便利で快適な生活が営める社会の実現を目指して、体系的な道路整備を進めているところである。

中でも北陸新幹線の敦賀開業とその後の大阪延伸を見据え、開業効果を持続・深化させ、観光振興、産業・地域活性化の取組みを加速し、地方創生を実現するためには、創意工夫を活かした地域づくりと地方への人の流れをつくるネットワークの形成が重要であり、東日本大震災を踏まえ、国全体としてのリスク分散による強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路の早急な整備が喫緊の課題となっている。

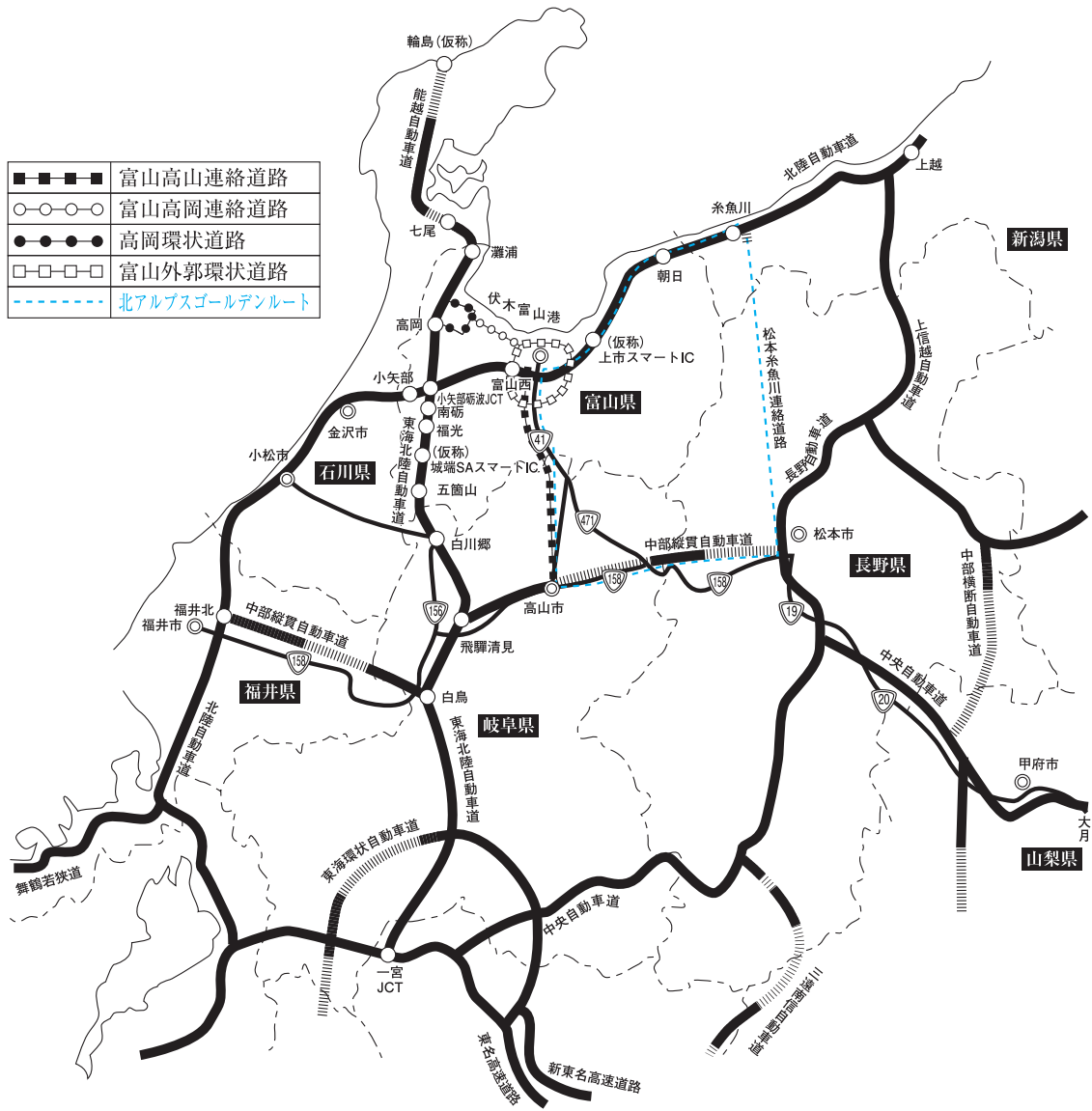
については、所要の道路整備予算を確保し、本県における高規格幹線道路等の整備と安全・安心のみちづくりの促進に格段の配慮を願いたい。

1 高規格幹線道路等の整備促進

- (1) 東海北陸自動車道
早期全線4車線化及び付加車線の整備促進
- (2) 能越自動車道
輪島市までの早期全線開通
地方の意見を踏まえた国等による一元的管理や福岡PAの活用など利用者の利便性向上対策
- (3) 地域高規格道路
富山高山連絡道路(猪谷楡原道路、大沢野富山南道路)
富山外郭環状道路(豊田新屋立体、中島～本郷区間)
高岡環状道路(六家立体、県道高岡環状線)
- (4) 北陸と関東を結ぶ広域道路
中部縦貫自動車道、北アルプスゴールデンルート
- (5) スマートインターチェンジ
北陸自動車道(上市スマートIC)
東海北陸自動車道((仮称)城端SAスマートIC)
- (6) 一般国道、県道及び市町村道
国道8号(入善黒部バイパス、倶利伽羅防災)
国道415号(富山東バイパス、新庄川橋)
県道富山立山公園線(富立大橋) ほか

2 安全・安心のみちづくりの促進

- (1) 通学路対策など交通安全施設の整備
- (2) 落石、雪崩などに対する防災対策施設や県境道路等の整備
- (3) 橋梁の耐震化、道路施設の長寿命化対策
- (4) 冬期における安全で円滑な道路交通の確保
十分な除雪費の確保、除雪機械の更新及び増強等



富山外郭環状道路 豊田新屋立体
(現道 (国道8号) 状況)



高岡環状道路 (県道高岡環状線)
(現道状況)

62 東海北陸自動車道の早期全線四車線化について

(国土交通省、財務省)

東海北陸自動車道は、日本海国土軸と太平洋新国土軸とを連携し、強靱な国土を形成する重要な高速道路ネットワークの一部であり、産業、経済、文化の振興に不可欠な社会基盤である。

また、近年頻発している災害時においては、緊急輸送道路や代替迂回路として、物資の輸送や救急活動に大きな役割を果たすものである。

しかしながら、約4割の区間が未だ暫定二車線であり、交通渋滞が頻発し、悲惨な事故を招く要因ともなっている。

昨年、国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において、本自動車道の暫定二車線区間の全線が四車線化の優先整備区間に選定され、これまでに進められている付加車線の設置工事に加え、新たに2区間の四車線化が事業化された。

これらの整備に引き続き、残る県内区間及び飛驒トンネルに早期着手し、全線四車線化に繋げていく必要がある。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1 四車線化の早期事業化

- ・ 福光 I C ~ 南砺スマート I C 間
- ・ 飛驒清見 I C ~ 白川郷 I C 間

2 事業中区間の整備促進

- ・ 南砺スマート I C ~ 小矢部砺波 J C T 間
- ・ 五箇山 I C ~ 福光 I C 間
- ・ 白川郷 I C ~ 五箇山 I C 間

東海北陸自動車道 飛驒清見IC～小矢部砺波JCT

令和元年9月10日「高速道路における安全・安心基本計画」4車線化の優先整備区間に飛驒清見IC～南砺SIC間64kmが選定



63 災害につよく強靱な県土づくりに向けた 防災・減災対策の推進について

(国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省)

本県は、急峻な山々や急流河川などの険しい地形、崩れやすい地質を有しており、これまで幾度となく、集中豪雨による河川の氾濫、土石流などの被害を被ってきた。また、富山湾特有の寄り回り波による越波被害など、高波被害や海岸侵食に見舞われており、東日本大震災を教訓とした地震・津波対策や流木対策の充実強化なども含め、事前防災・減災対策を進めることは県政の重要課題である。

さらに、高度成長期を中心に整備された公共土木施設の老朽化が進展しており、今後、これらの施設について計画的な維持・管理を進めていくことが必要である。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、国と地方が一体となって喫緊の防災減災対策に集中的に取り組んでいるところであるが、昨年台風19号の甚大な被害など、気候変動の影響により、激甚化・頻発化する自然災害への対策が引き続き必要である。そのため、本県においても、「富山県国土強靱化地域計画」を本年3月に見直し、本県の強靱化及び国全体の強靱化に貢献するための取組を一層推進することとしている。

については、引き続き、災害につよく強靱な県土づくりを推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 防災・減災対策推進のための財源の確保

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、対象事業の拡大と別枠による予算の確保など、国土強靱化のための対策を実施するために必要な財源を安定的・継続的に確保すること

2 治水・浸水対策の推進

- | | | |
|------------|------------------|----|
| (1) 河川改修事業 | 神通川(国直轄)、地久子川、鴨川 | ほか |
| (2) 堰堤改良事業 | 和田川ダム | ほか |
| (3) 農地防災事業 | 国営附帯県営「庄川左岸地区」 | ほか |
| (4) 下水道事業 | 蓮花寺東排水区、村木排水区 | ほか |

3 土砂災害対策等の推進

- | | | |
|----------------|------------------|----|
| (1) 砂防事業 | 立山砂防(国直轄)、池川 | ほか |
| (2) 治山事業 | 常願寺川地区(国直轄)、上島地区 | ほか |
| (3) 地すべり対策事業 | 胡桃地区、石堤平尾地区 | ほか |
| (4) 急傾斜地崩壊対策事業 | 大松地区 | ほか |

4 海岸保全対策の推進

海岸侵食対策事業等 下新川海岸(国直轄)、富山海岸、水橋漁港海岸 ほか

5 地震・津波対策の推進

- (1) 海岸・港湾・漁港施設における地震・津波対策の整備推進
- (2) 橋梁の耐震化や緊急輸送道路となる道路ネットワーク等の整備推進

6 公共土木施設などの長寿命化・老朽化対策の推進

橋梁、港湾施設、農業水利施設、水道施設、工業用水道施設などの長寿命化等の戦略的維持管理・更新の実施に対する支援

7 流木対策の推進

- (1) 溪流等における流木対策施設の整備
神通川水系砂防(国直轄)、内生谷西沢、境地区 ほか
- (2) ダム湖における流木の安全な捕捉施設と効率的な回収処理方法の早期開発と整備

集中豪雨による
市街地の浸水被害



地久子川 [平成24年7月 高岡市]



魚津市街地 [平成25年8月]

令和元年台風19号による災害
[令和元年10月朝日町]



笹川の護岸欠損

山腹崩壊による土砂災害
[平成29年1月南砺市]



谷内谷

記録的集中豪雨 (132mm/h) による
土砂災害 [平成20年7月南砺市]



太谷川

高波 (寄り回り波) による災害
[平成20年2月入善町]



防波堤を乗り越える高波 (芦崎)

64 利賀ダムの建設促進について

(国土交通省)

一級河川庄川では、昭和51年の台風17号や平成16年の台風23号による出水など幾度も洪水による大きな被害が発生しており、早期の治水対策が強く求められている。

このため、国による利賀ダムの建設が平成5年度から進められている。

利賀ダム建設事業については、国において、平成22年9月からダム事業の検証が行われた結果、平成28年8月に事業を継続するとの対応方針が決定されたところであり、現在、ダム本体着工に必要な転流工のための進入路や、将来、国道471号利賀バイパスの一部となる利賀トンネルなどの整備が進められている。

利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針に定められた150年に1回程度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するために計画されたものである。

また、沿川の全ての市長がダム本体の早期整備を強く要望しており、近年、集中豪雨等による災害が全国的に頻発していることから極めて重要なものである。

については、災害につよく強靱な県土づくりを推進し、沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めるとともに、計画的かつ1日も早い完成を図ること。

65 「公害財特法」の適用期限の延長等 ダイオキシン類対策について

(総務省、環境省、国土交通省)

ダイオキシン類については、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあることから、環境汚染の実態把握や事業者への適正な監視・指導などの積極的かつ速やかな対応が必要となってきた。特に、ダイオキシン類に汚染された富岩運河等における改善対策の実施とその維持管理が必要である。

本県では、富岩運河等において、「公害財特法」(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)の総務大臣指定を受け、ダイオキシン類の汚染対策として伏木富山港富山地区港湾公害防止対策事業を実施しているところである。しかし、公害財特法は令和2年度限りで期限を迎え、同法の失効に伴い、今後、事業の遅延や中断・中止を余儀なくされる恐れが想定される。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「公害財特法」の適用期限の延長並びに公害防止対策事業の推進に必要な予算措置及び財政措置
- 2 大量のダイオキシン類汚染土を対象とした、安全で低コストな無害化処理技術の確立
- 3 覆砂、浚渫除去等による改善対策後の維持管理費の、「公害防止事業費事業者負担法」に基づく事業者負担の制度化
- 4 ダイオキシン類の迅速で低コストな測定法の開発のさらなる推進

66 日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の機能強化等について

(国土交通省)

対岸諸国に対して地理的優位性を持つ、日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港は、興隆する対岸諸国の経済発展等を我が国の成長に取り込むことにより、国際競争力の強化や観光立国の推進など日本経済の発展に貢献するための重要な役割を担うとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークの構築が求められており、太平洋側のリダンダンシーの確保の観点からも、伏木富山港のさらなる機能強化を図る必要がある。

また、今後、港湾施設の増加や老朽化によって、維持管理や更新費用の増大が見込まれるため、計画的かつ効率的に管理運営を図り、国際拠点港湾としての機能を十全に発揮させる必要がある。

さらに、新川地域の海上輸送拠点である魚津港の老朽化対策、県内各地域における県民により親しまれるための運河整備や防災機能を高めるための海岸整備を推進する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本海側の「総合的拠点港」伏木富山港の機能強化
 - ・新湊地区
 - 中央岸壁（－14m）の整備・泊地増深、
 - 国際物流ターミナル北4号岸壁の延伸、
 - 西波除堤の老朽化対策、
 - 海王丸パーク・新湊大橋周辺の緑地整備
 - ・伏木地区
 - 北防波堤の老朽化対策、臨港道路伏木外港1号線、
 - 外港緑地の整備、伏木港大橋の老朽化対策
 - ・富山地区
 - 2号岸壁（－10m）の老朽化対策、
 - 富岩運河・住友運河の遊歩道整備
 - ・国有港湾施設の国の負担による維持管理
- 2 魚津港の老朽化対策の推進
 - ・岸壁等の老朽化対策
- 3 海岸整備の推進
 - ・伏木富山港海岸、魚津港海岸の海岸侵食対策 ほか



67 総合的な空き家対策の推進について

(国土交通省、総務省)

少子高齢化・人口減少社会の到来や景気の低迷等により空き家・空き建築物が増加してきており、県内全域において、景観・環境・防犯上の問題が懸念されている。

こうしたなか、平成27年5月には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、県や市町村、民間関係団体が連携して、空き家や跡地の利活用、老朽危険空き家等に対する是正措置等の対策に取り組んでいるところである。

については、地方創生の実現の観点からも、空き家対策の推進に係る法制度の見直しや市町村が行う空き家対策に対する税財政措置等のさらなる拡充・強化を図るなど、総合的な空き家対策の推進について格段の配慮を願いたい。

地方創生を実現する観点から、空き家の利活用による移住など地域活性化、空き家の適正管理や除却を推進するため、国による税財政支援措置等の拡充強化を図ること

- (1) 空き家を利活用した移住などを促進するための市町村の取組みに必要な予算の確保
- (2) 空き家の活用・除却を促進するための固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化
- (3) 所有者等が不明の特定空家等に対する措置への技術的・財政的な支援
- (4) 危険な状態が切迫している空き家に対する緊急安全措置（即時強制）への支援

68 「立山黒部」の世界ブランド化の推進について

(国土交通省、内閣官房、環境省、総務省)

国の「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「国立公園の『ナショナルパーク』としてのブランド化」や「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」等の施策により、訪日外国人旅行者数を大幅に拡大する目標が掲げられており、本県が誇る観光地の一つである立山黒部アルペンルートにおいては、2019年外国人旅行者数が、2003年に比べて10.1倍の240,400人と大幅に増加している。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国人旅行者数は大きく減少しているものの、本県では、「立山黒部」の持つ自然・歴史・文化・産業・防災といった多種多様な魅力をより一層磨き上げ、「立山黒部」を世界水準の「滞在型・体験型」の山岳観光地とするため、平成29年に立ち上げた「『立山黒部』世界ブランド化推進会議」のもと、様々なプロジェクトを推進していくこととしている。

また、60年来の課題であった「黒部ルート的一般開放・旅行商品化」については、関西電力株式会社と協定を締結し、新たな観光ルートの形成に向けた準備を進めている。

今年度も、引き続き同会議を開催し、関係省庁のご協力もいただきながら、プロジェクトのより一層の推進を図ることとしている。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 立山・美女平間のロープウェイ整備に必要な調査検討や補助事業の創設など早期整備に対する支援
- 2 称名滝を十分眺望でき、観光客の満足度を高めるための施設を国において整備
- 3 称名滝へのアクセス向上のための、バリアフリーや環境に配慮した車両導入に対する支援
- 4 関西電力黒部ルート及びその周辺登山道における携帯電話不感エリア解消への支援
- 5 立山砂防、布橋灌頂会、関西電力黒部ルートなどの「防災・産業」、「歴史・文化」を素材とした観光商品化への支援
- 6 国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針案において検討されているモデル地域への「中部山岳国立公園」(立山黒部)の選定
- 7 世界水準のグレードの高いホテルの整備・誘致等の推進のための自然公園法の弾力的な運用
- 8 ICTを活用した旅行者の利便性向上等への支援
- 9 登山道の整備や英語表記、山岳トイレなどの整備・更新への支援

69 戦略的な観光地域づくりの推進について

(国土交通省、内閣官房、文部科学省)

国においては、観光を「国の成長戦略と地方創生の大きな柱」と位置づけ、「観光先進国」の実現に向け質の高い観光交流を加速させるため、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定するとともに、平成31年には、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的財源として、国際観光旅客税が創設されている。

本県では、平成27年3月の北陸新幹線開業以降、多くの観光地等で入込み数が増加するなど、その効果を生かした観光振興に取り組んできた。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の観光需要の縮小により、県内観光も極めて甚大な影響を受けており、本県では、現在、需要回復に向けた取組みや関係事業者への切れ目のない支援に取り組んでいるところである。

さらに、新型コロナに伴う消費者の観光ニーズの変化やオンラインツールの普及も踏まえ、新幹線の敦賀延伸を見据えた取組みを推進していくことが重要であり、本県では、新たな観光振興戦略プランを策定し、富山県DMOである（公社）とやま観光推進機構等と連携し、官民一体となって、魅力ある観光地域づくりに取り組むこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 戦略的な観光地域づくりへの支援
 - (1) 地域資源の磨き上げなど官民一体となった観光地域づくりの取組みへの支援
 - (2) 観光客（とりわけ訪日外国人個人旅行者）の利便性向上を図るための環境整備への支援
 - (3) グローバル化や観光客のニーズに対応できる人材育成への支援
- 2 国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分
- 3 観光立国に向けた意欲的な地方自治体の取組みに対する重点支援
- 4 文化財の観光資源としての活用への支援
- 5 観光産業の再活性化を図るための、国を挙げた大規模かつ積極的な観光需要創出・消費喚起策の継続的な実施

70 国際・広域観光の振興について

(国土交通省、内閣官房)

本県では、富山と海外4都市を結ぶ国際定期路線や、北陸新幹線、外航クルーズ機能に係る伏木富山港などの交通基盤を活用し、外国人旅行者の増加に向けて積極的に取り組んできた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国人旅行者数は大きく減少し、県内観光も極めて甚大な影響を受けている。今後、外国からの観光客受け入れにあたっては、国において各国の感染症対策の状況をしっかりと見極めた上で、大規模な訪日プロモーションを展開していくことが必要である。

本県では、地域の観光資源を活用したプロモーション事業の活用や、飛越能などを巡る広域的な取組み、利便性の向上を図るための受入環境整備に取り組むとともに、来年度に延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせて、世界中に向け、本県の魅力的な観光資源を強力かつ戦略的にアピールしていくこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

本県をはじめ、地方における国際観光交流を一層促進するための支援や取組み

- (1) 各国における新型コロナウイルス感染症の不安を払拭したうえでの大規模な訪日プロモーションの実施
- (2) 地域の観光資源を活用したプロモーション事業を推進するための所要額の確保及び地方が連携して実施する、台湾、東南アジア、香港、中国などでの観光プロモーション事業への予算配分の拡充
- (3) DMO等が中心となって行う飛越能などを巡る広域周遊観光促進に対する支援の拡充
- (4) 訪日外国人旅行者がストレスなく快適に旅行するための多言語表記やトイレの洋式化、バリアフリー化等の受入環境整備への支援の拡充
- (5) 昨年の日台観光サミットや「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会において評価された、魅力ある自然環境や眺望、歴史・文化等を活かした観光交流の拡大や観光資源の磨き上げへの支援
- (6) 東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた欧米豪市場における戦略的訪日プロモーションの強化
- (7) 欧米豪など新規市場の富裕層をターゲットとした海外メディア、旅行会社の招聘による富山県の食の魅力や文化体験や、映像コンテンツ、ウェブサイト、SNS、コロナ禍に伴い普及したオンラインツール等を活用した海外への情報発信
- (8) クルーズ見本市への出展や海外船主招聘事業の拡大など海外へのクルーズ・プロモーションの強化
- (9) 国際会議の誘致促進
- (10) 繁忙期における外国人旅行者向け貸切バスの確保対策

71 循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進について

(環境省、経済産業省、農林水産省、消費者庁)

国においては、G7富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、循環型社会形成推進基本計画を見直すとともに、食品ロス削減推進法の制定やプラスチック資源循環戦略の策定など、循環型社会の実現を目指しているところである。

本県においても、この7月にスタートした国の全国一律の有料化義務化の参考とされた全国初の県内全域でのレジ袋の無料配布廃止、資源回収、低炭素化など環境に配慮した取組みを積極的に行う小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」の創設に加え、全国に先駆けた食品ロス削減のための商慣習見直しや食品ロス削減推進計画の策定、マイクロプラスチック削減のための使い捨てプラスチックの発生抑制など、循環型社会の形成に向けた施策をSDGsの理念にも沿った取組みとして重点的に推進してきた。また、令和2年10月に本県で開催される「第4回食品ロス削減全国大会」では、本県の先駆的な取組みを全国に発信したいと考えており、環境保全のフロントランナーとして3Rの拡大に今後とも取り組んでいきたい。

については、これらの施策を着実に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 使い捨てプラスチックの排出削減が一層進むよう、国民各界各層との連携によるプラスチックの3R（リデュース、リユース、リサイクル）やバイオマスプラスチック等の再生可能資源等への転換の推進
- 2 厚さや素材による例外のないレジ袋有料化の推進
- 3 食品ロス・食品廃棄物の削減に向けて、国民運動の展開やいわゆる1／3ルールなど商慣習の見直しに関する業界団体の積極的な取組みの促進、都道府県が実施する対策への支援
- 4 市町村等が3Rを総合的に推進するための廃棄物処理施設整備の財源の確保
- 5 PCB廃棄物の期限内の処理完了に向けた周知・啓発の徹底並びにPCB廃棄物の処理体制の整備促進及びPCB廃棄物処理に対する財政支援
- 6 環日本海・アジア地域等の循環型社会づくりに向けて、自治体や環境関連企業が行う国際環境協力に対する支援の充実

72 地球温暖化対策と省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について

(環境省、経済産業省、国土交通省)

国においては、パリ協定を踏まえ、平成28年5月には地球温暖化対策計画を、令和元年6月にはパリ協定長期成長戦略を策定するとともに、G7 富山環境大臣会合の開催やG7 伊勢志摩首脳宣言も踏まえ、対策の強化・加速化を図り、脱炭素社会の実現を目指しているところである。

本県においても、地球温暖化対策を計画的・体系的に推進するため「新とやま温暖化ストップ計画」を策定し、森林吸収源対策の充実や全国に先駆けたレジ袋の無料配布の廃止、小水力発電の計画的整備など、県民・事業者・行政が一体となって取組みを進めている。また、2050年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて、民間団体とともに令和2年3月に「とやまゼロカーボン推進宣言」を行ったところである。

については、地方における地球温暖化対策等に関する取組みを確実に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域における気候変動適応策の推進のため、適応に関する情報収集・分析・提供等を行う地域気候変動適応センターへの支援の充実に努めること
- 2 地方自治体による地球温暖化対策を一層推進するため、公共施設の省エネルギー診断、再生可能エネルギー導入等への支援の継続に努めること
- 3 環境に配慮した住宅、自動車や産業用省エネ設備、エネルギー管理システムの導入促進など省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実に努めること
- 4 地熱資源開発に対する支援に必要な予算の確保など、地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及に関する支援の充実に努めること

73 環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、生物多様性、PM2.5対策等）の推進について

（環境省、外務省、国土交通省）

日本・中国・韓国・ロシアが共同で北西太平洋の環境保全に取り組む北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）が採択され、その地域調整部（RCU）が本県と韓国釜山に共同設置されているほか、本県が設立した（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）が特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）に指定されている。

また、「G7 富山環境大臣会合」を踏まえ、平成28年5月に本県で開催した「2016北東アジア自治体環境フォーラム in とやま」において「2016とやま宣言」が採択されている。

本県では、この宣言に基づき、環日本海地域の地方自治体等と連携して、海岸生物調査、マイクロプラスチックを含む海岸漂着物の調査と発生抑制に向けた環境学習・啓発、環境関連情報の共有・発信などの国際環境協力事業に継続的に取り組むとともに、衛星画像解析による富山湾の藻場の生息状況等の調査を実施しているほか、新たに海岸におけるマイクロプラスチックの調査手法開発を行うこととしている。

さらに、PM2.5については、平成26年2月に本県初の注意喚起を実施しており、県内の監視体制や県民への情報提供の強化を図っているほか、その原因の一つとされる揮発性有機化合物の中国遼寧省における対策に技術協力しているところである。

については、環日本海地域の環境保全施策を一体的に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）地域調整部（RCU）富山事務所並びに地域活動センター（CEARAC）への支援の確保等
- 2 海洋ごみ、生物多様性、気候変動などの国際的な環境問題について北東アジア地域の産学官が連携して実施する環境学習・啓発などの取組みへの支援と国における対策の充実
- 3 PM2.5による健康影響や発生実態などの科学的知見の充実と国民への適切な情報提供、国と地方の研究機関の連携による実態把握や対策に向けた調査研究の推進、関係国に対する発生源対策の促進の働きかけ
- 4 海岸漂着物等の発生抑制や回収処理に対する地方（海岸管理者、市町村等）への財政支援のための十分な予算の確保と充実

74 自然環境保全施策（国立公園の施設整備、野生鳥獣管理）の推進について

（環境省）

中部山岳国立公園は、我が国を代表する傑出した景観、良好な生態系を有しており、多くの観光客や登山者が訪れている。

このため、室堂集団施設地区や黒部峡谷櫛平など、国立公園の保護及び利用上重要な地域においては、老朽化した施設の改良や登山道等の再整備、増加が著しい外国人にも対応した案内看板等、国直轄事業や国交付金事業等の活用により、施設整備を着実に実施する必要がある。

また、本県においては指定管理鳥獣（ニホンジカやイノシシ）の生息数の増加や生息域の拡大が急速に進み、農林業や生活環境、自然環境への被害を発生させていることに加え、令和元年7月にはイノシシのCSF（豚熱）感染が確認されており、ウイルス拡散防止を図るためにも、捕獲の強化が急務である。

県では、指定管理鳥獣捕獲等事業により、専門的で効率的な捕獲を行う「富山県捕獲専門チーム」を設置し、捕獲効率の向上や担い手育成などに積極的に取り組んでおり、チーム数を計画的に増設するなど、捕獲の体制の強化を図っている。

については、本県の優れた自然環境の保全と利用、野生鳥獣管理の推進を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 中部山岳国立公園の整備の推進

(1) 直轄事業

- ・ 歩くアルペンルート（千寿ヶ原弘法線）
- ・ 雷鳥沢休憩所（改修・噴石対策）
- ・ 大観台園地（園路、展望広場の再整備）
- ・ 室堂集団施設地区（歩道のユニバーサルデザイン化）

(2) 国交付金事業等

- ・ 立山地域（立山地区・薬師岳地区・櫛平地区・称名地区）

2 指定管理鳥獣捕獲等事業予算の確保

- ・ 計画策定や効果的捕獲、担い手の育成、CSF対策としての捕獲の強化などに必要な予算の十分な確保と補助率の維持
- ・ 国による定期的な生息状況等の全国調査の実施や各県が実施する調査の統一基準の策定

75 原子力防災対策の強化について

(環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)、内閣府、総務省、経済産業省)

富山県では、原発立地県等との広域連携を図りながら、「原子力災害対策指針」等を踏まえ、県防災会議等で議論し、UPZの設定や原子力災害医療体制など、県民の安全・安心を確保できるよう「地域防災計画(原子力災害編)」の改定や広域避難を盛り込んだ県避難計画要綱等を策定している。

県としては、地域防災計画等に基づき、原子力災害の発生や拡大防止に向けた具体的な施策の一層の強化に取り組むこととしている。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 原子力安全対策の充実

- (1) 屋内退避の期間や解除に係る考え方、家屋が倒壊した場合の対応などを原子力災害対策指針等に反映するとともに、避難退域時検査の人員と資機材配備等の体制構築や、広域避難における関係自治体や関係機関との調整及び避難先への人員と資機材等の支援体制の構築、UPZ外の社会福祉施設等への避難における特例措置の制度化など、避難対策に万全を期すこと
- (2) 原子力災害時の発電所の状況や避難情報などの情報を集約したポータルサイトの開設等、住民への情報提供に万全を期すこと
- (3) 安定ヨウ素剤の服用の判断根拠を明確にするとともに、薬剤に関する正しい知識の啓発や円滑な配備体制の整備に万全の措置を講じること
- (4) UPZ外の緊急時モニタリングについて、国の責任において、時間的・空間的に連続した放射線状況を確実に把握できる体制を構築するとともに、UPZ外へ屋内退避等の範囲を拡張する際、必要となる防護措置について万全の措置を講じること
- (5) 避難ルートを検討やモニタリングの実施等における放射性物質の拡散予測に関する情報の活用について、具体的な検討を進め必要な対策を講じること

2 原子力発電所の安全対策の徹底

- (1) 福島第一原発事故を踏まえた新規規制基準について、最新の知見等を踏まえ絶えず見直しを行うなど、原発の安全確保対策を拡充強化するとともに、電力会社に対する指導を徹底すること
- (2) 原発の安全確保や再稼働について、国において、科学的な調査・分析・十分な検証等を行い総合的に判断し、その結果を周辺県や住民等も理解し納得できるよう丁寧に説明するとともに、その具体的な手順や対象等を明確に示すこと。また、電力会社が住民へ十分な説明を行うよう、国が指導すること
- (3) 電力会社が行う原発敷地内の断層調査について、活断層の有無や関連する科学的事実を十分検証し、その結果を明らかにすること

3 原子力防災対策に対する支援

- (1) 地方公共団体が、環境放射線モニタリングや原子力防災訓練の実施、原子力災害医療体制の整備など原子力防災対策に要する経費について、職員の人件費も含め、確実に財政措置を講じること。また、原子力発電施設のUPZ内地方公共団体に対する新たな交付金などの財政支援を講じること
- (2) 地方公共団体職員や民間事業者への原子力防災研修について国の責任において実施するとともにその内容を充実すること
- (3) 原子力災害時の避難路の整備に関する事業の制度化を図り、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること

76 陸上自衛隊富山駐屯地の施設及び周辺地域の整備事業の促進について

(防衛省)

陸上自衛隊富山駐屯地は、本県において唯一実動部隊が配置されている自衛隊施設であり、国土防衛はもとより、震災や豪雨などの災害時における派遣など国民の生命や財産の安全確保に、その任務の重要性はますます高まってきている。

特に、東日本大震災をはじめ、北海道胆振東部地震や令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨での千曲川氾濫などにおける救命救助、行方不明者の捜索、その他支援活動は、国民の生命や財産の安全確保に自衛隊は欠くことのできない存在であることを強く印象付けた。

本県は、比較的大規模災害の発生が少ないものの、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯東部等の国内でも発生確率が高いとされる断層が縦走するなど大規模地震のおそれがあるとともに、沿岸部の津波や集中豪雨による河川の氾濫など災害の危険性を有しており、災害を起因とした孤立集落や遭難者の発生が懸念されているところである。

こうしたことから、富山駐屯地の拡張による防災拠点機能の拡充を要望し、国においては平成26年度に富山駐屯地拡張基本構想をとりまとめられたところであり、今後は、大規模災害時に大型ヘリコプターを活用した十分な防災活動ができるよう、基本構想に基づく事業の継続的な促進が望まれる。

については、富山駐屯地の拡張及び周辺地域の整備が早期に実現するよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 防衛や災害への対処に万全を期すため、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設整備及び駐屯地への進入路増設の早期実現
- 2 駐屯地整備にあたっては、近隣住民の民生安定に向けた防衛施設の周辺整備事業等の促進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



2019年7月 SDGs 未来都市に選定